

# 第67回定時総代会議案書

平成26年7月2日

日本生命保険相互会社

## 会議の目的事項

### 報告事項

	頁
1. 平成25年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件	…………… (1)
2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件	…………… (42)

### 決議事項

第1号議案 平成25年度剰余金処分案承認の件	…………… (43)
第2号議案 平成25年度決算に基づく社員配当金割当の件	…………… (44)
第3号議案 取締役13名選任の件	…………… (64)
第4号議案 監査役1名選任の件	…………… (68)
第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈の件	…………… (69)

以上

# 報 告 事 項

## 1. 平成25年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件

### 平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 事業報告書

#### 1. 保険会社の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過および成果等

###### 【総括】

平成25年度のわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和等を背景に、企業収益や景況感が改善し、設備投資に持ち直しの動きが見られる等、緩やかに回復しております。

当社は、前年度からの3カ年経営計画「みらい創造プロジェクト」の下、「成長基調への反転」に向けて、全社を挙げて取り組んでまいりました。当年度は、利息および配当金等収入の増加により資産運用収支が改善し、基礎利益が増益となる等、概ね堅調に推移しました。その結果、自己資本<sup>(注1)</sup>について、諸準備金を積み増す等、一層の強化に努めました。一方、個人マーケット分野において、前年度反転した保有契約件数は引き続き純増したものの、保有契約高の減少等により保険関係収支は悪化しており、新契約販売量の増大に向けて、一段の取組が必要と認識しております。

各領域における当年度の概況と今後の主な取組は以下の通りです。

(注1) 当社は、基金・諸準備金等(株式会社の資本金にあたる基金等に、リスク対応のために積み立てる危険準備金・価格変動準備金等を加えたもの)と劣後負債を合わせた額を自己資本として位置づけております。

###### 【当年度の概況】

###### (個人マーケット分野)

新契約業績については、件数は502万件(前年度比+3.2%)<sup>(注2)</sup>、契約高は9兆7095億円(同+1.6%)、年換算保険料は2977億円(同+7.3%)といずれも増加しました。これは、発売から2年目を迎えた「みらいのカタチ」やお子さまの教育資金等に備える「学資保険」の積極的な販売に努めたことによるものです。

また、ご加入から1年経過後の「継続率」<sup>(注3)</sup>は93.8%(前年度比+0.2ポイント)と新契約のクオリティは着実に改善しております。

保有契約については、契約高は171兆8959億円(前年度末比△2.3%)と減少したものの、前年度反転した件数は2132万件(同+19.0%)<sup>(注2)</sup>と2年連続で増加、年換算保険料は3兆2687億円(同+1.6%)と3年連続で増加しました。

また、営業職員在籍数<sup>(注4)</sup>は48173名(前年度末比+667名)となり、そのうち特に優れた販売・サービス力を有する基幹職員は9958名(同+477名)と増加しました。

代理店チャネルについては、代理店数は12089店(前年度末比+778店)、新契約高は6060億円(前年度比+6.1%)といずれも増加しました。

金融機関チャネルについては、商品改定を行った一時払終身保険「夢のかたちプラス」の積極販売に努めたものの、低金利の継続等、厳しい市場環境下で、収入保険料は4445億円(前年度比△2.1%)と減少しました。

- (注2) 平成24年4月以降の複数の保険契約を組み合わせでご加入の商品については、それぞれの保険契約を1件として計上しております。平成24年3月以前と同じく、複数の保険契約を組み合わせでご加入の商品を1件とした場合、当年度の販売件数は149万件（前年度比+6.8%）、保有契約件数は1471万件（前年度末比+1.5%）となります。
- (注3) 「継続率」は、ご加入より一定期間経過後に解約等がなされず続いている契約の割合であり、新契約のクオリティを示す指標です（なお、本文に記載の「継続率」は、保険金額で評価しております。）。
- (注4) 営業職員の在籍数には、営業総合職、営業パートスタッフ等を含みません。

#### （法人マーケット分野）

企業のニーズに応じたコンサルティングに取り組んだ結果、団体保険の保有契約高は92兆591億円（前年度末比+0.1%）、団体年金保険の資産残高も11兆3270億円（同+3.8%）（当社グループ会社である「ニッセイアセットマネジメント」を含めたグループ全体では13兆2238億円（同+5.4%））とそれぞれ増加しました。引き続き、企業のニーズにきめ細かく対応した福利厚生制度全般に関するコンサルティングに努めてまいります。

#### （資産運用分野）

当年度は、株価の上昇や円安の進行により、運用環境に改善が見られたものの、円金利資産をポートフォリオの中核とする当社にとって最も重要な指標である金利については低位で推移しました。

こうしたなか、国内株式配当金の増加に加え、タイミングを捉えた内外債券の入れ替えや積み増し、円安の進行等により、利息および配当金等収入は、1兆2966億円（前年度比+6.5%）を確保し、順ぎや幅が拡大しました。また、キャピタル損益については、国内株式の売却益の確保等により、前年度比2995億円増加し、1456億円となりました。

#### （事務・システム・お客様サービス）

「新統合戦略」の一環として、後述のお客様サービス体制の補強と生産性の向上に向け、様々な業務フローを見直すことにより、全国の支社において新たに構築した業務体制の定着に努めるとともに、携帯端末「REVO」の活用推進等により、事務処理の品質向上に取り組んでまいりました。

また、団体保険においても、利便性の向上に向け、手続きをインターネットで行うサービスを開発しました。これにより、団体のお客様との書類等でのやりとりが、インターネットの画面上で迅速に処理できるようになります。平成26年6月からの導入に向けてお客様へのご説明を進めてまいります。

#### （海外展開）

平成25年5月に米国大手金融機関グループ「プリンシパル」傘下の資産運用会社「ポスト・アドバイザー・グループ」へ出資したほか、平成25年6月にインドの「リライアンス・グループ」傘下の「リライアンス・キャピタル」と、同社が設立を計画する新銀行への出資に関する基本的枠組について合意しました。

また、日系企業が多く進出するアジアにおいて、大手保険グループ「AIA」等の提携先と共同で現地日系企業向けに福利厚生サービスを提供しており、当年度はこれまで実施してきた台湾に加えて、香港、シンガポールへと拡大しました。

引き続き、各国の有力企業との信頼関係の構築を基に、保険事業および資産運用における協業や人材交流等、ネットワークのさらなる拡充に取り組んでまいります。

### （収支および財務の状況）

基礎利益については、保有契約高の継続的な減少等により保険関係収支は悪化したものの、利息および配当金等収入の増加により資産運用収支が改善し、5924億円（前年度比+8.4%）と増益となりました。

基金・諸準備金等については、諸準備金の積み増しにより、3兆4228億円となり、「みらい創造プロジェクト」で目指している3兆円を超える水準となりました。これに劣後負債を合わせた自己資本は、3兆5799億円（前年度末比+4569億円）となりました。

ご契約者配当については、引き続き金利が低位で推移していることから、個別保険および団体保険は前年度と同水準とする予定です。一方、当年度の収支状況が改善していることを踏まえ、法令および定款の定めに基づく「社員配当平衡積立金」<sup>（注5）</sup>を新たに計上する予定としており、これにより将来の配当の安定・充実に努めてまいります。また、団体年金保険はルールに基づいた配当を実施する予定です。

（注5）保険業法施行規則第30条の5において規定される「社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金」です。

### （リスク管理・コンプライアンス）

リスク管理については、長期にわたる保障責任を全うするため、保険引受や資産運用および事務・システム等における各種リスクの特性に応じた管理に取り組んでまいりました。引き続き、昨今のリスクの多様化・複雑化の進行や国内外の規制動向を踏まえ、リスクのより網羅的・体系的な把握や収益とリスクの関係をより強く意識したERM<sup>（注6）</sup>運営等、統合的なリスク管理の高度化に努めてまいります。

コンプライアンスについては、各部門において実践計画「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常の業務執行におけるコンプライアンスの浸透や反社会的勢力への対応強化に全社を挙げて取り組んでまいりました。引き続き、法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守することを通じ、お客様や社会の信頼にお応えすべく取り組んでまいります。

（注6）経営目標を達成するために、会社を取り巻くリスクを網羅的・体系的に捉え、それらを統合的かつ戦略的に管理・コントロールすることで、収益の長期安定的な向上や財務の健全性の確保に結びつけようとする枠組のことで、

### 【今後の経営方針】

平成26年度は、3カ年経営計画の最終年度であることから、「みらい創造プロジェクト」で目指す「成長基調への反転」を遂げるため、以下の3つの柱に沿った取組を一層強化してまいります。

#### （新契約販売量の増大 ～お客様お一人おひとりにあった総合保険サービスの提供～）

保険関係収支の改善に向け、営業職員のコンサルティングの量・質の向上を狙いとした「活動革新」を強化するとともに、顧客セグメント別戦略を一層推進してまいります。

まず、「プラス1件活動」と銘打ち、営業職員一人ひとりのお客様への提案数を1日1件増やす、そして、これを通じて1カ月の販売量を1件増やす取組について、在宅率の高い土曜日の活動にさらに注力する等、一段と推し進めてまいります。

さらに、保障の大きさに応じて保険料の割引が受けられる「高額割引制度」の医療保障への拡大や、発売から1年で10万件を超えた「学資保険」を通じて、若年・保障中核層へのアプローチを強化してまいります。加えて、「みらいのカタチ」の魅力を向上させるため、ご加入後の保障内容の見直しの自在性を充実、新たな女性向けサービス「Wellness-dial f」<sup>（注7）</sup>を提供してまいります。

また、営業職員を中核としつつも、ライフプラザや代理店、金融機関チャネル等、多角的に展開しているチャネルを相互に融合し、マーケット開拓を一層進めてまいります。とりわけ、営業職員へのライフプラザのコンサルティング手法の導入や都心部を中心とした営業職員と法人営業担当者が一体となった職域開拓、ライフプラザ等の対面チャネルとインターネットとの融合に努めてまいります。

こうした取組を通じて、契約のクオリティを維持しつつ、新契約販売量のさらなる増大とお客様数の拡大を実現してまいります。

(注7) 平成26年3月25日よりご契約者向けサービス「ずっともっとサービス」の特典として導入したサービスです。女性特有の症状・疾患といった体の悩みを、女性の専門家に気軽に電話でご相談いただけます。

#### (財務・収支基盤の強化 ～さらに安心なニッセイへ～)

株価・為替ともに改善が見られたものの、依然とした歴史的な低金利や予断を許さないマーケット環境を踏まえると、財務・収支基盤をさらに強化する必要があると認識しております。

資産運用については、金利や株価・為替の変動に備えるため、引き続き分散型ポートフォリオの構築を基本としつつ、海外や成長分野への投融資の態勢を強化する等、リスク・リターン効率の改善に努めてまいります。

また、平成26年4月より個人保険および個人年金保険の保険料率を改定し、予定利率を引き下げることにより、健全性の確保を図ってまいります。あわせて、「高額割引制度」の拡充を実施し、お客様の医療等へのニーズの高まりに一層お応えすることにより、利便性の向上に努めてまいります。

自己資本については、中核資本である基金、諸準備金等、そして調達機の機動性が高い劣後負債のそれぞれの特性とバランスを踏まえ、強化に努めてまいります。先述のとおり、基金・諸準備金等については「みらい創造プロジェクト」で目指している3兆円を超える水準となったものの、昨今のリスクの頻度・深度を踏まえ、厳格なリスク管理等にもとづいた必要水準である「最適自己資本」4.4兆円<sup>(注8)</sup>の達成に向け、継続的に取り組んでまいります。

こうした取組を通じて、生命保険会社の使命である長期にわたるお客様への保障責任を全うしてまいります。

そのためにも、新契約販売量の増大とあらゆる領域での事業費効率化、安定的な資産運用収益の確保に努め、収益力の強化を図るとともに、海外展開やアセットマネジメント事業の強化をはじめとした、将来の収益拡大に向けた取組にも注力してまいります。

(注8) 当年度末時点で算出した数値です。

#### (「人財」の育成 ～お客様からの信頼の礎～)

営業職員については、先述のコンサルティングの量・質の向上を狙いとした「活動革新」による育成をさらに推し進め、一人ひとりの能率の向上を図ってまいります。また、入社5年以内で将来の活躍が特に見込まれる職員「はつらつWinds」について、職域での活動を通じた育成に注力する等、次世代を担う中核職員をより多く育成してまいります。

内務職員については、新たな支社業務体制の下、営業職員への活動サポートやお客様へのアフターフォロー等、職務を拡大することで、多様なお客様ニーズにお応えしてまいります。具体的には、営業職員に対し、長くお会いできていないお客様への訪問を指示、あるいは自ら「ご契約内容確認活動」を実施する等、お客様サービス体制を補強し、生産性の向上につなげてまいります。

また、海外提携先からの人材の受け入れや派遣を通じて、ノウハウを共有する等、グローバル人材の育成に注力してまいります。

さらに、お客様サービスの向上や収益拡大に向けた女性・若手の提言を経営計画や日々の業務に反映し、女性の活躍推進や経営への参画意識の向上を図ってまいります。また、育児休業については、男性の取得を推進するなか、平成25年度は対象者全員が取得しており、引き続き、定着に努めることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでまいります。こうした取組を通じ、「人財」の多様性を活かすとともに、闊達な社風の醸成にも努めてまいります。

以上の取組を通じて、「みらい創造プロジェクト」を仕上げ、持続的な成長に向けた経営基盤を構築し、「真に最大・最優、信頼度抜群の生命保険会社に成る」という「ニッセイ全員目標」にさらに大きく近づいてまいります。

## 【主要な項目の状況および推移】

### <保険業績>

#### (個人マーケット)

		前年度		当年度	
			増加率 (前々年度比)		増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 合 計	新契約高	9兆5594億円	13.8%	9兆7095億円	1.6%
	減少契約高	14 9961	△ 6.7	13 8094	△ 7.9
	新契約年換算保険料	2776	2.7	2977	7.3
	販売件数	486万件	275.4	502万件	3.2

- (注) 1. 「新契約高」、「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。  
 2. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。  
 3. 「新契約高」、「減少契約高」の金額は、個人保険については保障額、個人年金保険については年金原資額（年金支払開始前契約について、将来支払う年金の総額を年金支払開始時点の価額に換算したもの）および責任準備金額（年金支払開始後契約について、将来の年金等の支払に備えて積み立てている準備金額）の合計です。  
 4. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。  
 5. 平成24年4月以降の複数の保険契約を組み合わせでご加入の商品については、それぞれの保険契約を1件として計上しております。  
 平成24年3月以前と同じく、複数の保険契約を組み合わせでご加入の商品を1件とした場合、当年度の販売件数は149万件（前年度比+6.8%）となります。

		前年度末		当年度末	
			増加率 (前々年度末比)		増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 合 計	保有契約高	175兆9958億円	△ 3.0%	171兆8959億円	△ 2.3%
	保有契約年換算保険料	3 2162	1.6	3 2687	1.6
	保有契約件数	1791万件	23.6	2132万件	19.0

- (注) 平成24年4月以降の複数の保険契約を組み合わせでご加入の商品については、それぞれの保険契約を1件として計上しております。  
 平成24年3月以前と同じく、複数の保険契約を組み合わせでご加入の商品を1件とした場合、当年度末の保有契約件数は1471万件（前年度末比+1.5%）となります。

#### (法人マーケット)

		前年度末		当年度末	
			増加率 (前々年度末比)		増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高 (保障額)		91兆9609億円	0.8%	92兆0591億円	0.1%
総合福祉団体定期保険		33 9610	3.4	34 4933	1.6
希望者グループ保険		23 0810	△ 1.7	22 8392	△ 1.0
団体信用保険		34 8722	0.1	34 6810	△ 0.5
団体年金保険保有契約高 (責任準備金額)		10 9115	4.1	11 3270	3.8
特別勘定		9230	6.0	9666	4.7

- (注) 1. 団体保険の当年度の新契約高（保険金額の増加と中途加入・脱退による純増を含む。）は、3兆7644億円（前年度比21.2%減少）、減少契約高は、3兆6663億円（同9.5%改善）となりました。  
 2. 「責任準備金額」とは、将来の年金等の支払に備えて積み立てている準備金額です。

<収支の状況>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
保険料等収入	5 3428	△ 0.5	4 8255	△ 9.7
資産運用収益	1 5608	6.9	1 6837	7.9
利息および配当金等収入	1 2170	1.6	1 2966	6.5
有価証券売却益	1923	△ 17.8	2604	35.4
特別勘定資産運用益	1446	675.8	1226	△ 15.2
経常費用	6 7054	1.7	6 2014	△ 7.5
保険金等支払金	3 6171	△ 6.9	3 7782	4.5
責任準備金等繰入額	1 7390	27.1	1 3789	△ 20.7
資産運用費用	4281	3.3	1863	△ 56.5
有価証券売却損	720	△ 53.2	577	△ 19.9
有価証券評価損	986	236.0	222	△ 77.4
事業費用	5669	△ 0.9	5618	△ 0.9
経常利益	3887	△ 19.3	5126	31.9
特別利益	48	△ 64.6	432	790.9
特別損失	1465	552.9	2083	42.2
価格変動準備金繰入額	938	—	1957	108.7
法人税および住民税	661	129.5	1423	115.2
法人税等調整額	△ 297	—	△ 792	—
法人税等合計	364	△ 85.5	630	73.3
当期純剰余	2106	△ 5.1	2844	35.0

(注) 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益に記載しております。

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
キャピタル損益	△1538	—	1456	—
臨時損益	△ 39	—	△2254	—
経常利益	3887	△19.3	5126	31.9

- (注) 1. 基礎利益+キャピタル損益+臨時損益=経常利益  
 2. キャピタル損益には、有価証券売却損益、有価証券評価損等が含まれます。  
 3. 臨時損益には、危険準備金繰入額等が含まれます。

<財務の状況>

(資産)

	前年度末			当年度末		
		構成比	増加額 (前々年度末比)		構成比	増加額 (前年度末比)
資産の部合計	54兆8828億円	100.0%	3兆8734億円	56兆7907億円	100.0%	1兆9078億円
現金および預貯金、コールローン	7068	1.3	723	8171	1.4	1102
公社債	21 2222	38.7	1 7517	22 0461	38.8	8238
国内株式	6 9174	12.6	8455	7 3340	12.9	4166
外国証券	13 5565	24.7	1 9482	14 2582	25.1	7017
貸付金	8 5818	15.6	△ 1398	8 5289	15.0	△ 528
不動産	1 6600	3.0	△ 669	1 7024	3.0	424
一般勘定資産合計	53兆6440億円	97.7%	3兆7812億円	55兆5633億円	97.8%	1兆9193億円
特別勘定資産合計	1 2388	2.3	921	1 2273	2.2	△ 114

(注) 「特別勘定資産合計」は、個人変額保険特別勘定、個人変額年金保険特別勘定、団体年金保険特別勘定、確定拠出年金特別勘定の各資産の合計です。



## (負債・純資産)

	前年度末			当年度末		
		構成比	増加額 (前々年度末比)		構成比	増加額 (前年度末比)
負債の部合計	50兆9321億円	92.8%	2兆4129億円	52兆0631億円	91.7%	1兆1309億円
責任準備金	46 1612	84.1	1 7131	47 5154	83.7	1 3542
純資産の部合計	3 9506	7.2	1 4604	4 7276	8.3	7769
基金の総額	1 2500	2.3	500	1 2500	2.2	—
基金	3000	0.5	—	2500	0.4	△ 500
基金償却積立金	9500	1.7	500	1 0000	1.8	500
其他有価証券評価差額金	2 5080	4.6	1 4863	3 2566	5.7	7486
土地再評価差額金	△ 844	△ 0.2	△ 169	△ 855	△ 0.2	△ 10
負債および純資産の部合計	54 8828	100.0	3 8734	56 7907	100.0	1 9078

## (健全性等の指標)

	前年度末		当年度末	
		増加額 (前々年度末比)		増加額 (前年度末比)
基金・諸準備金等	2兆9659億円	1418億円	3兆4228億円	4569億円
純資産の部	1 4304	587	1 4861	556
負債の部	1 5354	830	1 9367	4012
危険準備金	7801	45	1 0057	2256
価格変動準備金	4275	938	6233	1957
劣後特約付債務	1570	1570	1570	—
自己資本	3 1229	2988	3 5799	4569
自己資本充足率	69%	—	81%	—

- (注) 1. 「純資産の部」は、貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等を控除した上、前年度末については、剰余金処分後の額を記載し、当年度末については、剰余金処分案による予定額を記載しております。
2. 「自己資本充足率」とは、厳格なリスク評価を踏まえた必要水準である最適自己資本（当年度末は4.4兆円、前年度末は4.6兆円）に対する基金・諸準備金等と劣後負債を合わせた額の割合です。

	前年度		当年度	
		増加額 (前々年度比)		増加額 (前年度比)
配当準備金繰入額 <sup>(※1)</sup>	1671億円	△ 1億円	2017億円	345億円
基金・諸準備金等積増額	1418	1350	5069	3650
社員配当平衡積立金の積立額 <sup>(※2)</sup>	—	—	500	500
合計 <sup>(※3)</sup>	3090	1349	7086	3996
配当還元率 <sup>(※1)+(※2) / (※3)</sup>	54%	—	36%	—

- (注) 1. 「配当準備金繰入額」は、前年度については、剰余金処分後の額を記載し、当年度については、剰余金処分案による予定額を記載しております。
2. 「基金・諸準備金等積増額」については、基金・諸準備金等の増加額（減少の場合は0）から、基金の募集・返済による増減額を控除した額を記載しております。

## 【その他当年度における主な取組事項等】

### （商品・サービス等）

1. 平成25年4月、長期定期保険・一時払終身保険等の予定利率を改定しました。
2. 平成25年4月、お子さまの教育資金のご準備に適した「ニッセイ学資保険」、主に法人のお客様の事業保障資金・事業承継資金のご準備に適した「ニッセイ低解約払戻金型長期定期保険（ネクストロード）」、そして、お客様の資産形成・資産承継ニーズにお応えする「ニッセイ予定利率変動型一時払通増終身保険（夢のかたちプラス）」の3商品を発売しました。
3. 学資保険の発売とあわせ、「ライフケアパートナーズ」が提供する、お子さまの健康や育児の疑問について、24時間いつでも専門家にご相談できるサービス「育児相談ほっとライン」を開始しました。
4. 平成25年5月、当社の確定拠出年金コールセンターが、「ヘルプデスク協会」が提供するサポートサービスの格付けである「問合せ窓口格付け」において、最高位の五つ星を取得しました。
5. 平成25年9月、保険金・給付金のご請求手続きにおいて使用している「保険金・給付金の請求勧奨案件生成システム」<sup>(注)</sup>の特許を取得しました。
6. 平成25年10月、確定拠出年金保険において、他商品への預替（スイッチング）の際に、解約払戻金が払込保険料を下回ることがない新たな有期利率保証型商品を追加しました。
7. 平成25年10月、従来総合福祉団体定期保険に比べ、払込保険料の低減を実現した「無配当扱特約付総合福祉団体定期保険」を発売しました。
8. 平成25年11月、わが国の高齢者の現状および年金制度の課題や、諸外国における試みに加え、公的年金を補完する新たな私的年金案をとりまとめた『「公私年金連携社会における老後準備に関する研究会」報告書～日本版リースター年金の提言～』を発行しました。
9. 平成25年12月、イオンモール幕張新都心に、「ニッセイ・ライフプラザ幕張オフィス くらしと保険の相談デスク」を開設しました。これは、ファイナンシャル・プランナー資格を有する窓口スタッフがお客様の悩みを一緒に解決することをコンセプトとした、気軽にご相談できる新しい窓口です。
10. 平成26年3月、女性特有の症状・疾患といった体の悩みを女性の専門家に気軽に電話でご相談できるサービス「Wellness-dial f」を開始しました。

（注）保険金・給付金の請求時にお客様から頂く請求書や診断書の情報をデータ化し、契約情報等のデータベースと連動させ、お支払いの可能性のある内容を自動的に抽出するシステムです。

### （お客様の声を経営に反映する取組）

1. お客様の声に基づいた提案等を全国の支社・ライフプラザ等から幅広く収集し、改善策を講じております。また、お客様からの苦情について発生原因を分析し、その結果を営業職員の活動や事務制度の改善等に反映させる取組を進め、お客様サービスの向上に継続して努めております。
2. 社外の専門家から直接ご意見をいただく「お客様モニター会議」を通じて、高齢化時代の到来を踏まえたご契約の維持管理やサービス提供上の諸課題等について検討を進めております。
3. 平成26年1月から3月にかけて、全国の支社等112会場で開催した「ニッセイ懇話会」において、約2600名のご出席者から様々なご意見・ご要望を多数いただきました。

### （社会貢献活動等）

1. 環境面では、平成13年に取得した「ISO14001」に基づく取組を進めました。また、引き続き、全国187カ所の「ニッセイの森」を中心に森林保全活動に取り組んだほか、ライフプラザでの「ニッセイ森の教室」等、子ども向け環境教育を継続して実施しました。
2. 児童・青少年の健全育成の面では、ミュージカル公演「ニッセイ名作劇場」に当年度15万名の児童を招待するとともに、全国で38万名の児童を招待した「劇団四季」の「こころの劇場」に、メインスポンサーとして協賛しました。また、児童・青少年の育成に取り組む全国259団体に対して、物品助成を行いました。
3. 保険教育の面では、ライフプランニング教材「わたしの未来設計図」について、当年度30万部を全国の中学校に提供したほか、ライフプラザでの「夏休みキッズセミナー」や「出張授業」「受入授業」等に継続して取り組みました。
4. 地域・社会への貢献の面では、全国の支社において、地域清掃活動や遺児支援のための活動等のボランティア活動に取り組みました。また、東日本大震災の被災地支援として、引き続き、子どもたちを対象とした「スポーツ教室」や「人形劇」「クラシックコンサート」「森林体験教室」を開催しました。

## (2) 財産および損益の状況の推移

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(当期)
年 度 末 契 約 高	個 人 保 険	1,707,917 <sup>億円</sup>	1,623,854 <sup>億円</sup>	1,563,132 <sup>億円</sup>	1,508,545 <sup>億円</sup>
	個 人 年 金 保 険	183,145	190,470	196,825	210,413
	団 体 保 険	899,903	912,340	919,609	920,591
	団 体 年 金 保 険	99,528	104,769	109,115	113,270
	そ の 他 の 保 険	4,961	4,974	5,040	5,097
保 険 料 等 収 入		4,896,413 <sup>百万円</sup>	5,368,272 <sup>百万円</sup>	5,342,857 <sup>百万円</sup>	4,825,577 <sup>百万円</sup>
資 産 運 用 収 益		1,538,398	1,459,929	1,560,888	1,683,763
保 険 金 等 支 払 金		3,813,023	3,886,720	3,617,129	3,778,221
経 常 利 益		231,096	481,568	388,742	512,616
当 期 純 剰 余		231,782	221,886	210,622	284,416
社 員 配 当 準 備 金 繰 入 額		175,513	167,313	167,172	201,765
総 資 産		49,826,117	51,009,414	54,882,824	56,790,719

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものです。  
2. 団体年金保険の年度末契約高は、責任準備金額です。  
3. 平成25年度(当期)の社員配当準備金繰入額については、決議前の案を記載しております。

## (3) 支社等および代理店の状況

区 分		前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
支 社 等	支 社	105 <sup>店</sup>	104 <sup>店</sup>	△ 1 <sup>店</sup>
	ブ ラ ン チ	9	9	0
営 業 部		1,570	1,562	△ 8
海外駐在員事務所		4	4	0
計		1,688	1,679	△ 9
代 理 店		11,806	12,567	761
計		11,806	12,567	761

- (注) 1. 「ブランチ」とは、主に都市部法人職域営業に特化した、支社に準じる組織です。  
2. 「代理店」には、銀行等の金融機関代理店等も含んでおります。

#### (4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内 務 職 員	18,323 <sup>名</sup>	18,481 <sup>名</sup>	158 <sup>名</sup>	42.4 <sup>歳</sup>	11.4 <sup>年</sup>	296 <sup>千円</sup>
営 業 職 員	51,681	52,325	644	45.0		

#### (5) 主要な借入先の状況

該当ありません。

#### (6) 資金調達の状況

該当ありません。

#### (7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	121,749
---------------	---------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
浜松町駅西側開発用地の取得	65,701

## (8) 重要な子会社等の状況

イ. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
株式会社 ニッセイコンピュータ	大阪府大阪市	情報処理サービス およびシステムの 運用・管理	昭和42. 12. 1	百万円 220	% 0
ニッセイ信用保証 株式会社	大阪府大阪市	信用保証業務	昭和55. 4. 1	百万円 950	87.26
ニッセイ・リース 株式会社	東京都千代田区	リース業務	昭和59. 3. 30	百万円 3,099	51.21
ニッセイ・キャピタル 株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル 業務	平成 3. 4. 1	百万円 3,000	100
ニッセイアセットマネジメント 株式会社	東京都千代田区	投資運用業、投資助言 業および第二種金融商 品取引業に係る業務	平成 7. 4. 4	百万円 10,000	90.00
ニッセイ情報テクノロジー 株式会社	東京都大田区	ソフトウェア開発 および情報処理 サービス	平成11. 6. 25	百万円 4,000	75
Nippon Life Insurance Company of America	Iowa, U. S. A. (New York, U. S. A.)	生命保険業	昭和47. 8. 23 (株式取得年月日) (平成3. 12. 20)	百万US\$ 3.6	96.96
NLI Commercial Mortgage Fund, LLC	Delaware, U. S. A.	モーゲージ貸付	平成15. 5. 6	百万US\$ 100	100
NLI Commercial Mortgage Fund II, LLC	Delaware, U. S. A.	モーゲージ貸付	平成17. 3. 17	百万US\$ 100	100

(注) 1. 平成26年2月24日、NLI Properties West, Inc. は、解散したため、重要な子会社等に該当しなくなりました。  
2. 海外に所在する子会社の所在地欄の括弧内書は、本店オフィスの所在地です。

ロ. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区	信託銀行業	昭和60. 11. 13 (株式取得年月日) (平成12. 4. 26)	百万円 10,000	% 33.5
企業年金ビジネスサービス 株式会社	東京都品川区	企業年金の制度 管理業務	平成13. 10. 1	百万円 6,000	49
Bangkok Life Assurance Public Company Limited	Bangkok, Thailand	生命保険業	昭和26. 3. 23 (株式取得年月日) (平成9. 2. 24)	百万バーツ 1,211	24.37
Reliance Life Insurance Company Limited	Maharashtra, India	生命保険業	平成13. 5. 14 (株式取得年月日) (平成23. 10. 7)	百万インドルピー 11,963	26
長生人寿保險有限公司	中華人民共和国上海市	生命保険業	平成15. 9. 23	百万人民币 1,300	50

(注) Bangkok Life Assurance Public Company Limitedは、重要性が増したため、持分法の対象範囲に含めることとし、重要な子会社等に該当することとなりました。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当ありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
岡 本 罔 衛	代表取締役会長	東京急行電鉄株式会社 監査役 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 監査役 近畿日本鉄道株式会社 取締役 株式会社ダイセル 監査役	
筒 井 義 信	代表取締役社長	株式会社帝国ホテル 取締役	
加 藤 貞 男	代表取締役副会長 本店管掌 総務スタッフ部門（法務関係）、 コンプライアンス部門、リスク管理部門、 検査部門担当	京王電鉄株式会社 取締役 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取締役 公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団 理事長 公益財団法人日本生命財団 理事長 一般社団法人関西経済同友会 代表幹事	
古 市 健	代 表 取 締 役 副社長執行役員 資産運用部門統括 資産運用部門（財務企画、融資、不動産関係） 担当	ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 監査役	
秋 山 喜 久	取 締 役（社外役員・非常勤）	関西電力株式会社 顧問 株式会社大阪国際会議場 取締役社長	
有 馬 朗 人	取 締 役（社外役員・非常勤）	学校法人根津育英会武蔵学園 学園長 公立大学法人静岡文化芸術大学 理事長	
牛 島 信	取 締 役（社外役員・非常勤）	弁護士 牛島総合法律事務所 シニア・パートナー 株式会社朝日工業社 監査役 松竹株式会社 監査役 株式会社アサツー デイ・ケイ 取締役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長	
今 井 和 男	取 締 役（非常勤）	弁護士 虎門中央法律事務所 代表弁護士	
小 林 一 生	取 締 役 専務執行役員 資産運用部門（有価証券、特別勘定運用関係）、 総務スタッフ部門（秘書、企画総務、関連事業、 人事、総務、営業人事関係）、検査部門担当		
黒 田 正 実	取 締 役 専務執行役員 資産運用部門（財務審査、証券管理関係）、 事務スタッフ部門（サービス企画・業務・教育、 お客様サービス、引受、支払関係）担当 お客様サービス本部長		
本 山 孝	取 締 役 専務執行役員 リーテイル部門、 販売スタッフ部門（営業教育、業務、 法人職域関係）担当 地域総括部長、ニッセイ総合研修所長、 拠点長ビジネススクール長		
寺 島 剛 紀	取 締 役 専務執行役員 代理店部門、金融法人部門、 ホールセール部門、 総務スタッフ部門（商品開発関係）、 販売スタッフ部門（営業企画、法人営業関係）、 ネットワーク事業部門担当		
清 水 博	取 締 役 常務執行役員 法人第一営業本部長、法人第三営業本部長、 東日本法人営業本部長	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 取締役	
西 啓 介	取 締 役 常務執行役員 海外事業部門担当 国際業務部長		

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
児島一裕	取締役 常務執行役員 〔総務スタッフ部門（企画、本店企画総務、 広報、調査、主計、システム企画関係）、 検査部門担当〕		
松井伸介	取締役 執行役員		
小林研一	取締役	朝日放送株式会社 取締役 京成電鉄株式会社 監査役 ニッセイ情報テクノロジー株式会社 取締役	
今井敬	監査役（社外役員）	新日鐵住金株式会社 名誉会長 日本証券金融株式会社 取締役 日本テレビホールディングス株式会社 取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役	
豊泉貫太郎	監査役（社外役員）	弁護士 品川リファクトリーズ株式会社 監査役	
但木敬一	監査役（社外役員）	弁護士 イオン株式会社 取締役 株式会社大和証券グループ本社 取締役	
宮崎幸二	常任監査役（常勤）	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 監査役 ニッセイアセットマネジメント株式会社 監査役	
窪谷治	常任監査役（常勤）		

辞任した会社役員（当年度より前の事業年度に係る事業報告に記載の会社役員を除く）は、次の通りです。

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
林 武 史	常務執行役員 〔本店法人営業本部長〕		平成25年7月2日 取締役辞任
奥野之雅			平成25年7月2日 監査役辞任



当社は執行役員制度を導入しております。

平成26年3月31日現在の執行役員（取締役を除く）は、次の通りです。

氏名	地位および担当
林 武 史	常務執行役員〔本店法人営業本部長〕
三 木 章 平	常務執行役員〔審議役（営業企画部）〕
甲 斐 啓 史	常務執行役員〔首都圏営業本部長、首都圏営業副本部長（都心職域）〕
手 島 恒 明	常務執行役員〔代理店営業本部長、金融法人本部長〕
中 村 克	執行役員〔業務部長〕
櫛 部 哲 男	執行役員〔法人第二営業本部長〕
矢 部 剛	執行役員〔サービス企画部長〕
赤 林 富 二	執行役員〔融資総務部長〕
渡 邊 一 功	執行役員〔東海営業本部長、東海法人営業本部長〕
鬼 頭 誠 司	執行役員〔審議役（コンプライアンス統括部）〕
松 永 陽 介	執行役員〔九州法人営業本部長、代理店営業副本部長（九州）、金融法人副本部長（九州）、福岡総合支社長〕
馬 詰 憲 彦	執行役員〔近畿営業本部長、本店法人営業副本部長（近畿）〕
前 波 吉 伸	執行役員〔審議役（国際業務部）〕
三 笠 裕 司	執行役員〔総合企画部長〕
田 畑 順二朗	執行役員〔人事部長、営業人事部長〕
近 浩 二	執行役員〔営業企画部長、チャネル収益管理室長〕
井出口 豊	執行役員〔米州総支配人、欧州総支配人、審議役（国際業務部）、ニューヨーク事務所長〕
早 田 順 幸	執行役員〔関連事業部長〕
藤 本 宣 人	執行役員〔調査部長〕
朝 日 智 司	執行役員〔東京中央総合支社長〕
大 関 洋	執行役員〔審議役（資金証券部）〕

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	19	815 (128)
監 査 役	6	169 ( 61)
計	25	984 (189)

- (注) 1. 上記には、平成25年7月開催の総代会終結の時をもって退任しました1名の取締役および1名の監査役分を含んでおります。
2. 上記「報酬等」には、取締役に対する退任慰労金93百万円、役員賞与金34百万円および監査役に対する退任慰労金55百万円、役員賞与金6百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。
3. 「総代会で定められた報酬限度額」に相当する金額は、取締役1,320百万円、監査役168百万円、計1,488百万円であり、それに対応する支給金額は、取締役721百万円、監査役114百万円、計835百万円となっております。
4. 上記の他、平成24年度以前に退任しました取締役および監査役に対する年金272百万円を当年度に支給しております。
5. 上記の他、先に取締役を退任し、平成25年3月に退任しました1名の執行役員に対する退任慰労金を支給しております。
6. 当社は、取締役および監査役の報酬等（退任慰労金を除く）に関する方針について、それぞれ取締役会、監査役協議で決定し、総代会で定められた報酬限度額の範囲内で、職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境・業績等を踏まえた適切な水準とすることなどを定めております。また、報酬額全体の水準の適切性等について、監査役会で審議することとしております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職	そ の 他 の 状 況
秋 山 喜 久 (社外取締役)	関西電力株式会社 株式会社大阪国際会議場	顧問 取締役社長
有 馬 朗 人 (社外取締役)	学校法人根津育英会武蔵学園 公立大学法人静岡文化芸術大学	学園長 理事長
牛 島 信 (社外取締役)	牛島総合法律事務所 株式会社朝日工業社 松竹株式会社 株式会社アサツー ディ・ケイ 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	シニア・パートナー 監査役 監査役 取締役 理事長
今 井 敬 (社外監査役)	新日鐵住金株式会社 日本証券金融株式会社 日本テレビホールディングス株式会社 日本テレビ放送網株式会社	名誉会長 取締役 取締役 取締役
豊 泉 貫太郎 (社外監査役)	品川リフラクトリーズ株式会社	監査役
但 木 敬 一 (社外監査役)	イオン株式会社 株式会社大和証券グループ本社	取締役 取締役

(注) 当社と上記の社外役員の兼職先との間には、特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
秋 山 喜 久 (社外取締役)	平成9年7月就任	取締役会13回開催、 うち12回出席	主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点から、発言を適宜行っております。
有 馬 朗 人 (社外取締役)	平成19年7月就任	取締役会13回開催、 うち12回出席	主に、豊富な見識・経験を有する学識経験者としての観点から、発言を適宜行っております。
牛 島 信 (社外取締役)	平成19年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。
今 井 敬 (社外監査役)	平成7年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会8回開催、 うち8回出席	主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点から、発言を適宜行っております。
豊 泉 貫太郎 (社外監査役)	平成16年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会8回開催、 うち8回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。

氏 名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
但 木 敬 一 (社外監査役)	平成21年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会8回開催、 うち8回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
秋 山 喜 久 (社外取締役)	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
有 馬 朗 人 (社外取締役)	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
牛 島 信 (社外取締役)	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
今 井 敬 (社外監査役)	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
豊 泉 貫 太郎 (社外監査役)	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
但 木 敬 一 (社外監査役)	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報 酬 等 合 計	7	112 (60)	—

(注) 上記「保険会社からの報酬等」には、取締役に対する役員賞与金2百万円および監査役に対する退任慰労金55百万円、役員賞与金2百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。

### (5) 社外役員の見解

該当ありません。

## 4. 基金に関する事項

### (1) 基金拠出額

基金拠出額	250,000百万円
-------	------------

### (2) 当年度末基金拠出者数

当年度末基金拠出者数	4 名
------------	-----

### (3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
日本生命2011基金特定目的会社	100,000 <sup>百万円</sup>	40.00 <sup>%</sup>
日本生命2009基金特定目的会社	50,000	20.00
日本生命2010基金特定目的会社	50,000	20.00
日本生命2012基金特定目的会社	50,000	20.00

(注) 日本生命2011基金特定目的会社、日本生命2009基金特定目的会社、日本生命2010基金特定目的会社および日本生命2012基金特定目的会社は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 小 暮 和 敏 指定有限責任社員 業務執行社員 大 竹 新 指定有限責任社員 業務執行社員 山 口 圭 介	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係わる報酬等の額  205百万円  上記以外の業務に基づく報酬等の額  44百万円	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「企業年金業務の内部統制の整備・運用状況に関する検証業務」「ディスクロージャーに関する内容確認業務」などについての対価を支払っております。

(注) 当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額323百万円

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を総代会に提出いたします。

なお、当社監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

#### ロ. 当社の重要な子法人等である、Nippon Life Insurance Company of Americaは、当社の会計監査人以外の現地における監査法人 (Deloitte & Touche LLP) の監査を受けております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

保険業法第53条の14第4項第6号および保険業法施行規則第23条の8に基づく体制の整備についての取締役会決議の内容は以下の通りです。

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ①取締役の職務の執行が法令および定款に適合して行われることを確保するための体制の基礎として、「経営基本理念」を定め、また、当会社で働く全ての役員（取締役および執行役員をいう。以下同じ。）・使用人が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定めた「行動規範」を制定する。
- ②財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の基本計画」を定め、財務報告に係る内部統制の構築を図るとともに、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施することとする。
- ③取締役会における監督機能と執行機能の一体性を確保するため、特定の業務分野を担当する取締役で全事業領域を分担する体制とし、各取締役は、職務の遂行にあたっては、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。取締役が他の取締役の法令および定款に違反する事実または違反のおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告することとする。
- ④取締役会決議に基づき特定の業務分野を担当する取締役は、担当する業務分野全体の法令等遵守体制を構築し適切な指示を行う責任を負うとともに、社内規程に基づき、必要な事項を取締役会または経営会議に付議ないし報告することとする。
- ⑤取締役の業務執行に関する監督機能の強化を図るため、総代会において、社員の代表である総代が会社の重要事項に関する審議と決議を行い、取締役会には社外取締役・社外監査役が参画することとする。また、経営の適正性を期するための経営諮問機関として、社員または学識経験者の中から総代会で選任された社外有識者から構成される「評議員会」を設置することとする。評議員会において取締役会からの諮問事項、会社の重要事項および社員からの会社経営に関する意見について真摯に受けとめ検討した結果を総代会に報告することとする。
- ⑥監査役は、法令および定款の定めに基づき、取締役の職務の執行が、法令および定款に適合して正当に行われているか否かを監査し、適法性を欠く事実または欠くおそれのある事実を発見したときは、取締役会に報告し、当該取締役の行為が会社に著しい損害をおよぼすおそれのある場合は、その行為の差し止め請求を行うこととする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、「情報資産保護に関する基本方針」に基づき、取締役を含めた全ての当会社役員・使用人が、経営機密情報、営業情報等の当社が保有・管理する全ての情報資産について、関連する法令および規程を遵守の上、それらを適切に取扱い保護していくこととする。各種情報資産については、「文書管理規程」を制定し、情報資産の保存年限および保管方法等を定め、情報資産の保存および管理の徹底を図ることとする。また取締役および監査役は、取締役会議事録、経営会議議事録および決裁書を始めとした文書管理規程によって定められた情報資産を閲覧できることとする。
- ②経営会議の諮問機能を担う下部機関として、コンプライアンス委員会およびその専門部会である「情報資産保護部会」を設置し、関係役員・部長を構成員として、社内横断的に当社が保有する全ての情報資産の保護制度の確立と推進および情報資産保護に係る諸問題の審議を行う体制をとることとする。

- ③取締役を含めた全ての当会社役員・使用人の情報資産保護の徹底を図る観点から、コンプライアンス統括部内に「情報資産管理室」を設置し、情報資産保護に関する企画立案・管理統括機能の強化を図ることとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ①当社が目指す収益ならびにそのために引受けるリスクの種類およびその程度、ならびにそれらの着実かつ適切な実現に向けたリスク管理についての基本的な方針として、取締役会にて「リスク選好およびリスク管理の基本方針」を定める。取締役会は、適切なリスクマネジメントを行うため、統合的なリスク管理に関する方針および各種リスクの管理に関する方針を定めるとともに、必要な管理体制を整備することとする。取締役会は、日常的なリスク管理を経営会議に委任し、経営会議は、取締役会から委任を受けた事項を、経営会議の諮問機能を担う下部機関である「リスク管理委員会」に諮問することができることとする。また、リスク管理委員会は、経営会議から諮問を受けた事項を、リスク管理委員会の諮問機能を担う下部機関である「各種リスク管理専門委員会」に諮問することができることとする。
- ②取締役会にて「統合的リスク管理方針」を定め、会社全体のリスクの状況について、自己資本等の各種リスクへの配賦を行った上で、リスク量のモニタリングを行うとともに、定量的な分析も踏まえ、会社のリスクを明示的に取り出し、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理することとする。統合的リスク管理については、リスク管理委員会を担当委員会とし、リスク管理統括部を統合的リスク管理組織として位置付け、当会社の業務執行に係る各種リスクを統合管理することとする。
- ③各種リスクとして、以下(ア)から(ク)のリスクを認識し、(ア)および(ク)についてはリスク管理委員会、(イ)～(オ)については運用リスク管理専門委員会、(カ)については事務リスク管理専門委員会、(キ)についてはシステムリスク管理専門委員会を担当委員会とし、リスク管理統括部等をリスク管理組織として位置付けることとする。

#### (ア) 保険引受リスク

「保険引受リスク管理方針」を定め、安定的な保険金等の支払が可能となる適切な保険料率の設定を行うとともに、適切なALM管理を実施し、健全性の確保を図る。また適正な契約選択・査定および支払を行い、適切かつ効果的な予算編成と執行による、厳格な事業費管理を実施する。

#### (イ) 資産運用リスク

「資産運用リスク管理方針」を定め、保有する資産・負債の価値変動によるリスク量を常に把握し、経営体力との比較において、過度のリスクを取ることをしないよう管理を行うとともに、ALM管理の観点から、負債特性に応じた資産運用を実施し、信用リスク、市場リスク、不動産投資リスクの統合管理を行う。

#### (ウ) 信用リスク

「信用リスク管理方針」を定め、信用リスクに見合った個別取引を実行すると共に、ポートフォリオ全体の与信量およびその偏在を調整し、資産横断的な信用リスクの統合管理を行う。

#### (エ) 市場リスク

「市場リスク管理方針」を定め、ポートフォリオ全体の資産配分の見直しや、金利、為替、株式等の各種感応度を調整し、資産横断的な市場関連リスクの統合管理を行う。

#### (オ) 不動産投資リスク

「不動産投資リスク管理方針」を定め、投資金額が巨額で流動性が低いという一般的な不動産投資の特性を認識した上で、他の資産への投資に対するリスクと比較検討し、適切な資産配分を行うとともに、地価動向、災害等を踏まえた分散投資を行い、リスクの軽減を図る。

(カ) 事務リスク

「事務リスク管理方針」を定め、事務処理内容の明確化とその教育の徹底を通じ、誤った事務処理を防止するとともに、内部牽制体制の構築を通じて、疎漏、不正等の早期発見、根絶を図る。

(キ) システムリスク

「システムリスク管理方針」を定め、各種安全対策方針・マニュアルの策定、インフラ整備、使用人への指導・徹底等を通じ、地震等の天災や、コンピュータの不正使用・ソフト誤作動等の人災に起因する損失の極小化を図る。

(ク) 流動性リスク

「流動性リスク管理方針」を定め、保険の解約等により発生し得る資金流出額を想定し、必要となる資金を確保するため、ポートフォリオに流動性の高い資産を一定額以上組み入れるなど、資産・負債の両面から流動性の評価・管理を行う。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとする。取締役会は、経営の基本方針を定め、法令等に抵触しない範囲内で、日常全般的な執行方針の確立と業務執行の全般的統制を、会長、副会長、社長、取締役会で業務を執行する取締役として選定された取締役、役付執行役員、総合企画部長および案件に応じて社長が指名する執行役員をもって構成される経営会議に委任することとする。また、当会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に、経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定することとする。取締役の業務執行については、取締役会規則に基づき、取締役は取締役会に対し3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うこととする。

- ・販売関係業務執行の経過および結果
- ・資産運用関係業務執行の経過および結果
- ・保険成績
- ・収支・資産状況
- ・その他重要な経営執行の経過および結果に関する事項

②取締役会の決議により、特定の業務分野を担当する執行役員兼務の取締役と業務執行を担当する執行役員を配置し、現場・実務に根ざした迅速な意思決定を行うこととする。取締役および執行役員は、職務の遂行にあたっては、「組織規程」および「職務権限規程」の定めるところにより、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。

③取締役会には社外取締役・社外監査役が参画し、取締役の業務執行に関する監督機能の強化を図ることとする。また、評議員会において取締役会からの諮問事項、会社の重要事項および社員からの会社経営に関する意見について真摯に受けとめ検討し、その結果を総代会に報告することとする。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

①使用人の職務の執行が法令および定款に適合して行われることを確保するための体制の基礎として、「経営基本理念」および当会社で働く全ての役員・使用人が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定めた「行動規範」を制定する。これら経営基本理念および行動規範に基づく当会社におけるコンプライアンスを実現するため、全社的にコンプライアンスを統括する「コンプライアンス統括



部」を設置し、全社に対して法令等遵守意識の向上と法令等遵守取組に関わるモニタリング・指導・支援を行うほか、「コンプライアンス規程」を制定し、当会社におけるコンプライアンス全般に関する取組事項を定めることとする。

- ②コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として、遵守すべき法令の解説等を記載した「法令遵守マニュアル」を策定し、また、具体的な実践計画として、全社および組織毎の「コンプライアンス・プログラム」を策定することとする。
- ③取締役会は法令等遵守に関する事項につき審議を尽くし決議を行うとともに、必要に応じてコンプライアンスに関わる事項の報告を受けることとする。また、経営会議の諮問機能を担う下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、保険募集管理課題その他のコンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じ、保険募集管理を含む法令等遵守体制の全般的統制・管理を行うこととする。
- ④市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力とは断固として対決することとし、その実現に向けた社内体制の整備として、コンプライアンス委員会の専門部会である「反社会的勢力対策部会」を設置し、社団法人生命保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対策の協議および社内啓蒙の推進等を行うこととする。また、「総務部」を反社会的勢力対応組織として位置づけ、不当要求等の事案が発生した際には、速やかに総務部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築することとする。
- ⑤お客様の利益の保護に万全を尽くすため、取締役会にて「利益相反管理方針」を制定し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備することとする。
- ⑥内部監査部門として執行部門から独立した「検査部」を置くこととする。検査部は、被検査組織から独立した担当取締役または担当取締役の職務・権限等を代行する執行役員の指揮のもと、定期的な社内検査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について企業会計審議会意見書を基準に、実査および評価を行うこととする。社内検査結果については、取締役会等への報告ならびにコンプライアンス委員会への連携を行うこととする。
- ⑦法令等遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報もしくは行動規範に基づく行動規範照会により内部通報を行う体制を整備し、これら通報・照会は、コンプライアンス統括部に直接行うことが可能な体制をとることとし、受け付けた通報・照会の状況について、コンプライアンス委員会に対して定期的に報告を行うこととする。
- ⑧監査役は当会社の法令等遵守体制および公益通報者保護法に基づく通報または行動規範照会制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

#### **(6) 相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項**

- ①実質子会社を含むグループ会社等における業務の適正を確保するための基本指針として、「グループ会社等リスク管理方針」を制定し、また「コンプライアンス・プログラム」にグループ会社に対するコンプライアンス取組に関する事項を設ける。
- ②グループ会社の法令等遵守に向けた取組として、コンプライアンス・プログラムの策定状況等、グループ各社のコンプライアンス取組状況につき確認を行うこととする。グループ会社等のうち、子法人等および持分法適用の関連法人等におけるリスク管理については、法令等に抵触しない範囲内で、原則として、当会社と同様のリスクについてリスク特性・リスクの軽重を踏まえた当会社との統合管理を行うこととし、それ以外のリスクについては、リスク特性・リスクの軽重を勘案し、必要に応じた管理を実施することとする。

- ③「職務権限規程」にて、グループ各社毎に管理担当部を明確化し、法令等に抵触しない範囲内で、経営管理および業務指導を実施する体制をとることとし、経営状況やリスク管理状況につき当会社への報告を受けモニタリングを行い、適宜指導・フォローを実施することとする。各管理担当部は、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や重大な異常事象等について、適宜当会社のコンプライアンス委員会・リスク管理委員会またはリスク管理専門委員会に報告を実施することとし、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会またはリスク管理専門委員会は、当該報告等を受け、法令等に抵触しない範囲内で、コンプライアンスおよびリスク管理の改善・強化に向けた指示等を適宜実施し、その結果等について取締役会または経営会議に報告することとする。取締役は、グループ会社等において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告することとする。

#### **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ①監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制として「監査役室」を設置し、当会社の使用人から監査役の職務を補助すべき使用人（以下監査役補助者という）を任命するとともに、監査役補助職務に関しては、専ら監査役の指示に従うこととする。
- ②監査役補助者としての職務の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役との協議を経た上で、人事部長が決定することとし、取締役からの独立を確保することとする。

#### **(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項**

- ①役員および使用人は法令等に基づき、当会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に適切に報告することとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、役員および使用人ならびに子会社等の取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ②監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は取締役会へ出席することはもとより、重要な意思決定の経過および業務執行の状況等を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席できることとする。また、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、その他、事業の状況、重要な会社財産の取得・処分および管理ならびに競業取引等の状況等についても、必要に応じて、役員または使用人に対しその説明を求めることができることとする。監査役の職務執行上必要があるときは、会社業務全般を把握するため事業所の調査を行うこととし、子会社等に対し事業の報告を求め、その業務および財産の調査を行うことができることとする。
- ③公益通報者保護法に基づく通報または行動規範照会制度を適切に運用し、その状況を報告することにより、法令等違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制に資することとする。

## 7. その他

### (経営・相互会社制度運営に関する事項)

1. 平成25年5月23日、11月27日および平成26年3月5日、評議員会を開催しました。
2. 平成25年7月17日、11月13日および平成26年3月17日、平成27年度総代改選に関する総代候補者選考委員会が開催されました。
3. 平成25年12月4日、総代懇談会を開催しました。
4. 平成26年3月31日現在の社員数は9,249,460名、総代数は196名です。

### (社会厚生福祉事業助成資金に関する事項)

1. 平成25年7月2日の取締役会決議により、社会厚生福祉事業助成資金のうちから、公益財団法人日本生命済生会へ9億2000万円を、公益財団法人ニッセイ文化振興財団へ1億7800万円を、公益財団法人日本生命財団へ1億6200万円を、公益財団法人ニッセイ緑の財団へ1億2200万円を、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団へ9500万円を支出しました。

### (組織に関する事項)

1. 平成26年3月25日、名古屋支社と名古屋中央支社を統合し、名古屋支社に再編しました。

### (役員に関する事項)

1. 平成25年7月2日、第66回定時総代会において、取締役に岡本圀衛、加藤貞男、小林研一、秋山喜久、有馬朗人、牛島信、松井伸介、西啓介の8名が再選任され、また、清水博が新たに選任され、それぞれ就任しました。また、同日、監査役に但木敬一が再選任され、就任しました。
2. 平成25年7月2日の取締役会決議により、同日付で、取締役岡本圀衛が会長に、取締役加藤貞男が副会長に再度選定され、それぞれ就任するとともに、会長岡本圀衛、副会長加藤貞男、取締役副社長執行役員小林研一の3名が代表取締役に再度選定され、それぞれ就任しました。
3. 平成25年7月2日の監査役会決議により、同日付で、常任監査役宮崎幸二、監査役窪谷治の両名が常勤の監査役に再度選定され、それぞれ就任しました。
4. 平成26年2月17日、監査役の互選により、平成26年3月25日付で、監査役窪谷治が常任監査役に新たに選定され、就任しました。
5. 平成26年3月4日の取締役会決議により、平成26年3月25日付で、取締役常務執行役員寺島剛紀が取締役専務執行役員に、取締役執行役員西啓介、同児島一裕の両名が取締役常務執行役員に新たに選定され、それぞれ就任しました。
6. 平成26年3月19日の取締役会決議により、平成26年3月25日付で、取締役常務執行役員松井伸介が取締役執行役員に変更されました。
7. 平成26年3月25日付で、代表取締役副社長執行役員小林研一が代表取締役および執行役員を退任しました。

# 平成25年度 (平成26年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金及び預貯金	467,727	保険契約準備金	48,785,930
現 金	310	支 払 備 金	199,582
預 貯 金	467,416	責 任 準 備 金	47,515,496
コ ー ル ロ ー ン	349,400	社 員 配 当 準 備 金	1,070,852
債券貸借取引支払保証金	159,856	再 保 險 借	343
買入金銭債権	570,632	社 債	157,040
有 価 証 券	44,369,012	そ の 他 負 債	1,607,132
国 債	17,578,858	債券貸借取引受入担保金	802,691
地 方 債	1,522,414	借 入 金	9,127
社 債	2,944,847	未 払 法 人 税 等	101,948
株 式	7,334,077	未 払 金	124,982
外 国 証 券	14,258,244	未 払 費 用	57,257
そ の 他 の 証 券	730,571	前 受 収 益	22,870
貸 付 金	8,528,979	預 り 金	98,158
保 險 約 款 貸 付	782,280	預 り 保 証 金	84,102
一 般 貸 付	7,746,698	先 物 取 引 差 金 勘 定	296
有 形 固 定 資 産	1,718,217	金 融 派 生 商 品	288,867
土 地	1,185,348	リ ー ス 債 務	4,930
建 物	474,175	資 産 除 去 債 務	2,031
リ ー ス 資 産	3,740	仮 受 金	9,868
建 設 仮 勘 定	42,930	役 員 賞 与 引 当 金	50
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	12,020	退 職 給 付 引 当 金	385,283
無 形 固 定 資 産	179,292	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4,403
ソ フ ト ウ ェ ア	87,100	ポ イ ン ト 引 当 金	12,609
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	92,191	価 格 変 動 準 備 金	623,312
再 保 險 貸	260	繰 延 税 金 負 債	328,632
そ の 他 資 産	424,228	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	128,236
未 収 金	91,782	支 払 承 諾	30,137
前 払 費 用	7,871	負 債 の 部 合 計	52,063,111
未 収 収 益	255,976	(純 資 産 の 部)	
預 託 金	37,310	基 金	250,000
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	5,753	基 金 償 却 積 立 金	1,000,000
金 融 派 生 商 品	10,151	再 評 価 積 立 金	651
仮 払 金	6,331	剩 余 金	440,022
そ の 他 の 資 産	9,052	損 失 填 補 準 備 金	13,270
支 払 承 諾 見 返	30,137	そ の 他 剩 余 金	426,752
貸 倒 引 当 金	△7,024	危 険 準 備 積 立 金	71,917
		社 会 厚 生 福 祉 事 業 助 成 資 金	259
		圧 縮 積 立 金	42,693
		圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	33
		別 段 積 立 金	170
		当 期 未 処 分 剩 余 金	311,679
		基 金 等 合 計	1,690,674
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,256,652
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△134,156
		土 地 再 評 価 差 額 金	△85,561
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,036,934
		純 資 産 の 部 合 計	4,727,608
資 産 の 部 合 計	56,790,719	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	56,790,719

- (注) 1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
- ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
  - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
  - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
  - ⑤ その他有価証券
    - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
    - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、団体保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
- イ 有形固定資産(リース資産を除く)
    - (i) 建物  
定額法により行っております。
    - (ii) 上記以外  
定率法により行っております。
  - ロ リース資産
    - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
    - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間に基づく定額法により行っております。

なお、従来、有形固定資産の減価償却方法について、主に定率法を採用しておりましたが、当期より、建物等については、定額法による方法に変更しております。

この変更は、従来の投資は取得・新築が多くを占めており、その使用方法等に対応した減価償却方法として定率法を採用してきたものの、近年、投資に占める取得・新築の割合は低下し、代わって不動産の陳腐化を抑制するリニューアル・改修の割合が相対的に高くなっていること、また、今般不動産のより計画的なリニューアルを推進するために全体リニューアル計画及びリニューアル工事仕様等の基準を整備したことから、今後は建物等のより長期安定的な使用が見込まれ、使用可能期間にわたり減価償却費を均等配分することが今後の有形固定資産の利用状況に即したものであると判断したことによるものであり、このための固定資産システム開発が当期に完了したことを契機に行ったものであります。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前当期純剰余が3,027百万円増加しております。

また、上記の全体リニューアル計画の整備にあたり、建物等の利用年数及び残存価額の調査を実施したため、減価償却方法の変更に合わせて、それらについてもより実態に即した見直しを行い、当期より一部の耐用年数及び残存価額を変更しております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前当期純剰余が7,325百万円増加しております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。
- なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場又は期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
  - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
  - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (3) 破綻先及び実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は703百万円（担保・保証付債権に係る額240百万円）であります。
7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
8. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理の方法は、以下のとおりです。
- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数  | 5年      |
| ③過去勤務費用の処理年数    | 5年      |

なお、当期より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）を適用しております。退職給付債務及び勤務費用の計算方法については、平成25年4月1日以後開始する会計年度の期首から適用できることになったため、当期より、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当期の期首の未処分剰余金に計上しております。

この結果、当期の期首の当期未処分剰余金が24,705百万円増加しております。また、当期の経常利益及び税引前当期純剰余金は1,558百万円増加しております。

9. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき行っております。  
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
  - ①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債券等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権・債務の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しております。
  - ②ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。
  - ①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

16. 一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップを活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債券等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権・債務の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況を経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するための与信リミット等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。



17. (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額 (* 1)	時 価 (* 2)	差 額
現金及び預貯金 (譲渡性預金)	234,999	234,999	—
其他有価証券	234,999	234,999	—
買入金銭債権	570,632	611,996	41,364
責任準備金対応債券	542,574	583,939	41,364
其他有価証券	28,057	28,057	—
有価証券	43,113,992	44,926,705	1,812,713
売買目的有価証券	1,098,298	1,098,298	—
責任準備金対応債券	19,593,801	21,352,447	1,758,645
子会社株式及び関連会社株式	7,711	61,779	54,068
其他有価証券	22,414,180	22,414,180	—
貸付金 (* 3)	8,523,357	8,791,565	268,207
保険約款貸付	782,113	782,113	—
一般貸付	7,741,243	8,009,451	268,207
金融派生商品 (* 4)	(278,716)	(278,716)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	(258)	(258)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(278,457)	(278,457)	—
社債 (* 3, * 5)	(157,040)	(172,429)	(15,389)
債券貸借取引受入担保金 (* 5)	(802,691)	(802,691)	—

(\* 1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(\* 2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(\* 3) 金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金及び社債に含めて記載しております。

(\* 4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(\* 5) 社債及び債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、( ) で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、其他有価証券の国内株式及び外国株式については、期末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済の見込まれる期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと認められるため、帳簿価額を時価としております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

- イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値又は終値によっております。
- ロ 株式オプション取引の時価については、外部情報ベンダー等より入手したボラティリティ等を基準として、当社で算定した価格によっております。
- ハ 為替予約取引及び通貨オプション取引の時価については、取引相手の金融機関等より入手したT T M、割引レート等を基準として、当社で算定した価格によっております。
- ニ 金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の時価については、公表されている市場金利等を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値へ割り引いて算定した価格によっております。

④社債

期末日の市場価格によっております。

⑤債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。  
これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式231,983百万円、その他有価証券1,023,037百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は110,562百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表価額	時 価	差 額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	541,392	582,823	41,430
	公社債	19,100,466	20,863,889	1,763,422
	外国証券	81,594	85,489	3,895
	小 計	19,723,454	21,532,202	1,808,748
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	1,182	1,115	△66
	公社債	411,307	402,636	△8,671
	外国証券	432	431	△1
	小 計	412,922	404,183	△8,738
合 計		20,136,376	21,936,386	1,800,009

④その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。  
(単位：百万円)

	種 類	取得原価又は 償 却 原 価	貸借対照表価額	差 額
貸借対照表価額が取得原価又は償却原価を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	85,000	85,000	0
	公社債	1,998,843	2,098,646	99,802
	株式	3,205,936	6,129,206	2,923,269
	外国証券	9,732,154	11,437,129	1,704,975
	その他の証券	431,137	482,272	51,134
	小 計	15,453,071	20,232,254	4,779,182
貸借対照表価額が取得原価又は償却原価を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	150,000	149,999	△0
	買入金銭債権	28,061	28,057	△4
	公社債	57,473	56,392	△1,081
	株式	875,973	782,049	△93,923
	外国証券	1,377,572	1,356,047	△21,525
	その他の証券	73,669	72,437	△1,231
	小 計	2,562,750	2,444,983	△117,767
合 計	18,015,822	22,677,237	4,661,415	

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの1,023,037百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき21,401百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、原則として期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、以下のとおりであります。

イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

- (5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。  
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	235,000	—	—	—
その他有価証券	235,000	—	—	—
買入金銭債権	35,326	14,018	58,109	462,371
責任準備金対応債券	8,326	14,018	57,049	462,371
その他有価証券	27,000	—	1,059	—
有価証券	823,819	4,760,898	5,547,656	22,202,625
責任準備金対応債券	508,980	2,758,584	2,106,119	14,103,370
その他有価証券	314,839	2,002,314	3,441,537	8,099,255
貸付金	911,003	2,991,945	2,056,098	1,778,876
社債	—	—	—	157,040
債券貸借取引受入担保金	802,691	—	—	—

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの7,174百万円は含めておりません。

18. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,164,094百万円、時価は1,174,628百万円であります。  
当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。  
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は366百万円であります。
19. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は39,030百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は2,339百万円、延滞債権額は31,941百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3カ月以上延滞債権額は23百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は4,726百万円であります。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は299百万円、延滞債権額は403百万円それぞれ減少しております。
20. 有形固定資産の減価償却累計額は1,132,867百万円であります。
21. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,227,398百万円であります。  
なお、負債の額も同額であります。
22. 子会社等に対する金銭債権の総額は139,879百万円、金銭債務の総額は3,932百万円であります。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| イ 当期首現在高          | 1,105,093百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額     | 167,172百万円   |
| ハ 当期社員配当金支払額      | 226,128百万円   |
| ニ 利息による増加額        | 24,715百万円    |
| ホ 当期末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ） | 1,070,852百万円 |
24. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債であります。
25. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,790,241百万円、土地252百万円、建物56百万円であります。また、担保に係る債務の額は802,706百万円であります。  
なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券905,314百万円及び受入担保金802,691百万円をそれぞれ含んでおります。
26. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。

27. 子会社等の株式及び出資金の総額は239,694百万円であります。
28. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は2,808,047百万円であります。
29. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は259,102百万円であります。
30. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は179,531百万円であります。
31. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は85,750百万円であります。  
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。
32. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。
- (1) 採用している退職給付制度の概要  
当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。  
また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。  
営業職員等については、確定給付型の制度として退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。
- (2) 確定給付制度
- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- |   |                          |            |
|---|--------------------------|------------|
| イ | 期首における退職給付債務             | 645,377百万円 |
| ロ | 勤務費用                     | 23,883百万円  |
| ハ | 利息費用                     | 10,326百万円  |
| ニ | 数理計算上の差異の当期発生額           | △6,606百万円  |
| ホ | 退職給付の支払額                 | △48,494百万円 |
| ヘ | 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ) | 624,485百万円 |
- ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- |   |                        |            |
|---|------------------------|------------|
| イ | 期首における年金資産             | 269,678百万円 |
| ロ | 期待運用収益                 | 4,314百万円   |
| ハ | 数理計算上の差異の当期発生額         | 4,436百万円   |
| ニ | 事業主からの拠出額              | 7,432百万円   |
| ホ | 退職給付の支払額               | △17,675百万円 |
| ヘ | 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ) | 268,186百万円 |
- ③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表
- |   |                     |             |
|---|---------------------|-------------|
| イ | 積立型制度の退職給付債務        | 285,269百万円  |
| ロ | 年金資産                | △268,186百万円 |
|   |                     | 17,083百万円   |
| ハ | 非積立型制度の退職給付債務       | 339,216百万円  |
| ニ | 未認識数理計算上の差異         | 19,850百万円   |
| ホ | 未認識過去勤務費用           | 9,133百万円    |
| ヘ | 退職給付引当金 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ) | 385,283百万円  |
- ④退職給付に関連する損益
- |   |                             |           |
|---|-----------------------------|-----------|
| イ | 勤務費用                        | 23,883百万円 |
| ロ | 利息費用                        | 10,326百万円 |
| ハ | 期待運用収益                      | △4,314百万円 |
| ニ | 数理計算上の差異の当期の費用処理額           | 870百万円    |
| ホ | 過去勤務費用の当期の費用処理額             | △4,765百万円 |
| ヘ | 確定給付制度に係る退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ) | 26,000百万円 |

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

イ 生命保険一般勘定	54.3%
ロ 国内債券	22.0%
ハ 外国証券	15.1%
ニ 国内株式	4.4%
ホ 現金及び預貯金	4.2%
ヘ 合計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、以下のとおりであります。

イ 割引率	1.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.6%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,161百万円です。

33. (1) 繰延税金資産の総額は1,206,414百万円であり、繰延税金負債の総額は1,479,843百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は55,202百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金747,389百万円、価格変動準備金191,356百万円、退職給付引当金118,282百万円及び貸倒引当金2,575百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金1,434,983百万円であります。

(2) 当期における法定実効税率は33.2%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△19.3%であります。

(3) 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率33.2%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものについては30.7%に変更しております。

この変更により、当期末における繰延税金負債は8,487百万円、その他有価証券評価差額金は582百万円、土地再評価差額金は1百万円それぞれ増加し、再評価に係る繰延税金負債は1百万円減少しております。また、法人税等調整額は9,070百万円増加しております。

34. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

35. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の額は188百万円であります。

36. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は3,123,147百万円であります。

# 平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益等収入 保険料等収入 再保険収入 資産運用収入 利息及び配当金等収入 預貯金利息 有価証券利息・配当金 貸付金利息 不動産賃貸料 その他利息配当金 金銭の信託運用益 有価証券売却益 有価証券償還益 為替差益 貸倒引当金戻入額 その他運用収益 特別勘定資産運用益 その他 年金の特約取扱受入金 保険金の据置受入金 その他 支その	6,714,089 4,825,577 4,824,669 907 1,683,763 1,296,640 268 1,029,275 171,827 79,237 16,031 5 260,438 248 1,693 1,667 441 122,626 204,748 7,836 153,912 4,266 38,733
経常費用等支払金 保険金等 年金 給付返戻金 解約の他返戻金 再保料 責任準備金等繰入額 社員配当金積立利息繰入額 資産運用費用 支払利息 有価証券売却損 有価証券償還損 金融派生商品費用 貸付不動産等減価償却費用 その他 事業経常費用 支その 保険金の据置支払金 減価償却費用 その他 支その	6,201,473 3,778,221 1,016,847 857,662 769,645 839,852 292,927 1,284 1,378,948 1,354,233 24,715 186,309 7,792 57,738 22,254 24,628 36,508 0 15,410 21,976 561,860 296,133 197,808 34,643 47,308 16,371
経常利益 特別利益 固定資産等処分益 関係係会社清算益	512,616 43,236 2,750 40,486
特別損失 固定資産等処分損失 減価償動準備金繰入額 不動産生産圧縮損 社会厚生福祉事業助成金	208,338 6,252 4,728 195,783 96 1,477
税法引前当期純剰余 法人税及等 法人税等 当期純剰余	347,515 142,385 △79,286 63,098 284,416

- (注) 1. 子会社等との取引による収益の総額は53,430百万円、費用の総額は29,359百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券16,879百万円、株式等239,424百万円、外国証券4,135百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,774百万円、株式等13,678百万円、外国証券42,277百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等21,477百万円、外国証券713百万円であります。
5. 責任準備金繰入額の計算上、差し引いた出再責任準備金繰入額は8百万円であります。
6. 金融派生商品費用には、評価損益が2,709百万円含まれております。
7. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	借地権	建物	合計
賃貸用不動産等	2,475	—	1,749	4,224
遊休不動産等	373	14	116	504
合計	2,848	14	1,865	4,728

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値又は正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを4.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は公示価格等をもとに算定しております。

8. 関連当事者との取引は、次のとおりです。

子会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額
子会社	NLI Properties West, Inc.	Delaware, U. S. A (New York, U. S. A)	百万米ドル 290	賃貸用不動産の取得、運営、処分およびモーゲージ貸付	— (*)	— (*)	関係会社清算益 (*)	百万円 40,486

(\*) NLI Properties West, Inc. は平成26年2月に清算しております。関係会社清算益については、同社からの清算配当金であります。



# 平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等												
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金								剰余金合計	基金等計
				損失填補準備金	その他剰余金					当期未処分剰余金			
					危険準備積立金	社会厚生福祉助成資金	圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	別段積立金				
当期首残高	300,000	950,000	651	12,571	71,917	236	34,666	—	170	231,016	350,577	1,601,228	
会計方針の変更による累積的影響額										24,705	24,705	24,705	
会計方針の変更を反映した当期首残高	300,000	950,000	651	12,571	71,917	236	34,666	—	170	255,722	375,282	1,625,934	
当期変動額													
社員配当準備金の積立										△167,172	△167,172	△167,172	
損失填補準備金の積立				699						△699	—	—	
基金償却積立金の積立		50,000								△50,000	△50,000	—	
基金利息の支払										△3,585	△3,585	△3,585	
当期純剰余										284,416	284,416	284,416	
基金の償却	△50,000											△50,000	
社会厚生福祉事業助成資金の積立						1,500				△1,500	—	—	
社会厚生福祉事業助成資金の取崩						△1,477				1,477	—	—	
圧縮積立金の積立							9,868			△9,868	—	—	
圧縮積立金の取崩							△1,841			1,841	—	—	
圧縮特別勘定積立金の積立								33		△33	—	—	
土地再評価差額金の取崩										1,080	1,080	1,080	
基金等以外の項目の当期変動額(純額)													
当期変動額合計	△50,000	50,000	—	699	—	23	8,027	33	—	55,957	64,740	64,740	
当期末残高	250,000	1,000,000	651	13,270	71,917	259	42,693	33	170	311,679	440,022	1,690,674	

	評価・換算差額等				純資産計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,508,046	△74,128	△84,481	2,349,436	3,950,665
会計方針の変更による累積的影響額					24,705
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,508,046	△74,128	△84,481	2,349,436	3,975,371
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△167,172
損失填補準備金の積立					—
基金償却積立金の積立					—
基金利息の支払					△3,585
当期純剰余					284,416
基金の償却					△50,000
社会厚生福祉事業助成資金の積立					—
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					—
圧縮積立金の積立					—
圧縮積立金の取崩					—
圧縮特別勘定積立金の積立					—
土地再評価差額金の取崩					1,080
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	748,605	△60,027	△1,080	687,497	687,497
当期変動額合計	748,605	△60,027	△1,080	687,497	752,237
当期末残高	3,256,652	△134,156	△85,561	3,036,934	4,727,608

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月 19 日

日本生命保険相互会社

代表取締役社長 筒井 義 信 殿

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 口 圭 介 ⑩

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、日本生命保険相互会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

平成26年 5 月21日

日本生命保険相互会社

代表取締役社長 筒 井 義 信 殿

日本生命保険相互会社 監査役会

社 外 監 査 役 今 井 敬 ⑩

社 外 監 査 役 豊 泉 貫太郎 ⑩

社 外 監 査 役 但 木 敬 一 ⑩

常任監査役(常勤) 宮 崎 幸 二 ⑩

常任監査役(常勤) 窪 谷 治 ⑩

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査の方針・計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針・計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他相互会社の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。実質子会社については、実質子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて実質子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および基金等変動計算書）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

以 上

## 2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件

### (1) 評議員会に対する諮問事項

平成25年度に開催した評議員会への付議事項は次の通りです。

第190回評議員会（平成25年5月23日 当会社東京本部）

- ① 平成24年度決算
- ② 第66回定時総代会議案
- ③ 経営課題への取組

第191回評議員会（平成25年11月27日 当会社東京本部）

- ① 平成25年度上半期報告
- ② 経営課題への取組

第192回評議員会（平成26年3月5日 当会社東京本部）

- ① 経営課題への取組

### (2) ニッセイ懇話会開催結果

平成25年度のニッセイ懇話会は、平成26年1月から3月にかけて、全国の支社等、112会場で開催しました。総代145名、ご契約者等2418名にご出席いただき、席上で合計5576件のご意見・ご要望をいただきました。

# 決議事項

## 総代会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案

#### 平成25年度剰余金処分案承認の件

当期の剰余金処分につきましては、引き続き、内部留保の充実に意を用いるとともに、ご契約者への配当に努めたいと存じます。

なお、当期につきましては、当期末処分剰余金3,116億7,945万9,287円と、圧縮積立金取崩額6億7,739万6,585円を合わせました、3,123億5,685万5,872円を、剰余金として処分させていただきたいと存じます。

社員配当準備金への繰入れにつきましては、2,017億6,595万8,728円、また社員配当平衡積立金への繰入れにつきましては、500億円（保険業法に基づく繰入率は98.16%）とさせていただきたいと存じます。

損失填補準備金につきましては、保険業法に基づき9億3,800万円とさせていただきたいと存じます。

基金償却積立金につきましては、平成21年度に募集いたしました基金の償却のため、500億円とさせていただきたいと存じます。

基金利息につきましては、平成21年度、平成22年度、平成23年度および平成24年度に募集いたしました基金の契約に基づき27億8,500万円とさせていただきたいと存じます。

社会厚生福祉事業助成資金につきましては、30億円とさせていただきたいと存じます。

圧縮積立金につきましては、38億6,665万6,130円とさせていただくとともに、圧縮特別勘定積立金につきましては、124万1,014円とさせていただきたいと存じます。

結果といたしまして、次期繰越剰余金は、0円とさせていただきたいと存じます。

#### 平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科目	金額
当期末処分剰余金	311,679,459,287
任意積立金取崩額	677,396,585
圧縮積立金取崩額	677,396,585
計	312,356,855,872
剰余金処分量	312,356,855,872
社員配当準備金	201,765,958,728
差引純剰余金	110,590,897,144
損失填補準備金	938,000,000
基金償却積立金	50,000,000,000
基金利息	2,785,000,000
任意積立金	56,867,897,144
社員配当平衡積立金	50,000,000,000
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000,000
圧縮積立金	3,866,656,130
圧縮特別勘定積立金	1,241,014
次期繰越剰余金	0

## 第2号議案

### 平成25年度決算に基づく社員配当金割当の件

平成25年度決算に基づく社員配当金については、保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

#### 1. 個人保険および個人年金保険

- (1) 利益配当付個人保険および個人年金保険（平成8年9月30日以前に締結された、これ以外の約款名称の個人保険および個人年金保険を含む。）

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額とします。 (この額が負値となるときは、零とします。)
①費差益配当金	・ 保険金に費差基本配当率（別表1）を乗じた額とします。 ・ さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金に費差上乘せ配当率（別表2）を乗じた額を加算します。
②死差益配当金	・ 危険保険金に死差益配当率（別表3-1）を乗じた額とします。
③災害疾病特約配当金	・ 災害保険金または入院給付日額等に災害疾病特約配当率（別表4）を乗じた額とします。
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額とします。
⑤配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額とします。

<ご参考(\*)>

(例示) 平成8年4月2日以後に締結された 終身保険 保険金100万円につき 350円								
(例示) 保険金額5,000万円（うち終身保険金 500万円）の定期付終身保険 保険金100万円につき 535円								
(例示) 平成8年4月2日以後に新規に締結された 定期保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 配当回数9回目以下 130円 配当回数10回目以上 0円								
(例示) 平成2年4月2日以後に締結された 災害割増特約 災害保険金100万円につき 50円 昭和62年4月2日以後に締結された 新入院医療特約 本人型 40歳 入院給付日額1,000円につき 500円								
(例示) 予定利率1.50%の定期保険特約 利差益配当率 0.25%								
(例示)								
<table border="1"> <tr> <td>予定利率</td> <td>2.75%</td> <td>3.75%</td> <td>5.00%</td> </tr> <tr> <td>配当調整率</td> <td>1.20%</td> <td>2.40%</td> <td>3.85%</td> </tr> </table>	予定利率	2.75%	3.75%	5.00%	配当調整率	1.20%	2.40%	3.85%
予定利率	2.75%	3.75%	5.00%					
配当調整率	1.20%	2.40%	3.85%					

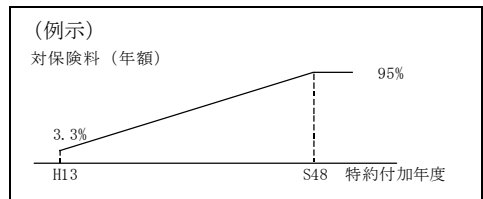
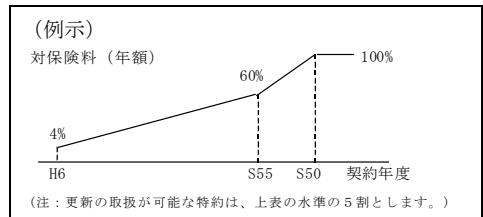
定期健康配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期保険、定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に定期健康配当率（別表 7）を乗じた額とします。</li> </ul>
---------	---

災害疾病健康配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害入院特約、入院医療特約等について、保険期間の満了する契約、保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料（年額）に災害疾病健康配当率（別表 8）を乗じた額とします。</li> </ul>
-----------	--

消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>養老保険等について、保険期間の満了する契約、死亡、解約により消滅する契約等に対し、責任準備金に消滅時配当率（別表 9）を乗じた額から一時払特殊養老保険により支払われる額を控除した額とします。 （この額が負値となるときは零とします。）</li> </ul>
--------	--

保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保障見直し特別配当率（別表 10）を乗じた額とします。</li> </ul>
------------	--

<ご参考(\*)>



(例示)

予定利率 4% の養老保険（満期・死亡）  
責任準備金の 2.0%（昭和 47 年度契約）  
から 9.2%（昭和 44 年度以前契約）

〔注：一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率〕

(例示)

保障見直し前契約が平成 6 年度契約の定期付終身保険の場合

保障見直し前の終身保険の保険金  
100 万円につき 550 円

保障見直し前の定期保険特約の保険金  
100 万円につき 25 円

(2) 5年ごと利差配当付個人保険および個人年金保険

[販売通称NEO]

5年ごと利差配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、次に掲げる①の額から②の額を控除し、累計した額とします。 (この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。)</li> </ul>
①利差益配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の利差益配当率を乗じた額とします。 なお、平成25年度決算の利差益配当率は(別表5)のとおりとします。</li> </ul>
②配当調整額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の配当調整率を乗じた額とします。 なお、平成25年度決算の配当調整率は(別表6)のとおりとします。</li> </ul>

5年ごと死差配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、直前の5年ごと応当日以後、経過年数に応じた危険保険金に各決算年度の死差益配当率を乗じた額を累計した額とします。(但し、5年ごと利差配当金を負値のため零とした契約の場合は、その負値の額を合計した額とし、この額が負値となるときは零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。) なお、平成25年度の死差益配当率は(別表3-2)のとおりとします。</li> </ul>
-----------	--

定期健康配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) 利益配当付個人保険および個人年金保険の定期健康配当金に同じとします。</li> </ul>
---------	--

消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) 利益配当付個人保険および個人年金保険の消滅時配当金に同じとします。</li> </ul>
--------	---

保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) 利益配当付個人保険および個人年金保険の保障見直し特別配当金に同じとします。</li> </ul>
------------	---

<ご参考(\*)>

(例示)  
平成11年度契約(予定利率2.90%)の定期付終身保険  
経過年数に応じた責任準備金に対して以下のとおり設定  
(利差益配当金から配当調整額を控除し、累計した額が負値となるため、零とします。)

経過年数	11年	12年	13年	14年	15年
決算年度	H21決算	H22決算	H23決算	H24決算	H25決算
利差益配当率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
配当調整率	1.15%	1.15%	1.35%	1.35%	1.35%

(例示) 定期保険 男性 40歳  
危険保険金100万円につき  
経過9年以下 70円  
経過9年超 0円  
(平成25年度決算に基づく部分)



(3) 有配当個人保険および個人年金保険 [販売通称E X]

5年ごと配当金	・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額とします。 (経過期間に応じて所要の調整を行います。)
---------	--

消滅時配当金	・ 満期、死亡、解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。 (消滅事由等に応じて所要の調整を行います。)
--------	---

保障見直し特別配当金	・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。
------------	--

ここで累計ポイント数は、経過年数に応じて対応する各決算に基づくポイントを用いて計算し、累計した数とします。

なお、平成25年度決算に加算するポイントは以下のとおりとします。

通常ポイント	・ 責任準備金に通常ポイント率(別表11)を乗じた数とします。
定期健康ポイント	・ 保険料払込免除事由が発生していない場合、危険保険金に定期健康ポイント率(別表12)を乗じた数とします。
災害疾病健康ポイント	・ 保険料(年額)に災害疾病健康ポイント率(別表13)を乗じた数とします。

<ご参考<sup>(\*)</sup>>

(例示) 平成19年4月2日以後に締結された 養老保険 責任準備金100万円につき 34ポイント
(例示) 平成19年4月2日以後に締結された 定期保険特約 男性 40歳 保険期間15年 危険保険金100万円につき 1.4ポイント
(例示) 平成13年4月1日以前に締結された 新災害入院特約 保険料(年額)1万円につき 2.5ポイント 新入院医療特約 保険料(年額)1万円につき 5ポイント

(4) 個人保険(有配当)および個人年金保険(有配当)

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額に経過別係数(別表14)を乗じた額とします。
①費差益配当金	・ 保険金に費差益配当率(別表15)を乗じた額とします。
②死差益配当金	・ 危険保険金に死差益配当率(別表3-3)を乗じた額とします。
③災害疾病配当金	・ 入院給付日額等に災害疾病配当率(別表16)を乗じた額とします。
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率(別表5)を乗じた額とします。

<ご参考<sup>(\*)</sup>>

(例示) 終身保険 保険金100万円につき 0円
(例示) 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 37円
(例示) 総合医療保険 入院給付日額1,000円につき 0円
(例示) 平成26年4月2日以後に締結された 定期保険 保険期間20年以下 利差益配当率 0.40%

## 2. 団体保険

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 団体定期保険               | : 死差益に配当率（別表17）を乗じた額とします。   |
| (2) 総合福祉団体定期保険           | : 死差益に配当率（別表18）を乗じた額とします。   |
| (3) 新団体定期保険              | : 死差益に配当率（別表19）を乗じた額とします。   |
| (4) 団体信用生命保険、消費者信用団体生命保険 | : 死差益に配当率（別表20）を乗じた額とします。   |
| (5) 心身障害者扶養者生命保険         | : 零とします。  |
| (6) 団体養老保険               | : 次に掲げる(a)、(b)、(c)の合計額から(d)を控除した額とします。<br>(この額が負値となるときは、零とします。)<br>(a) 被保険者数に応じて死差益に60%から97%を乗じた額<br>(b) 保険料払込中の契約に対し、保険金額に応じて、保険金100万円につき0円から1,750円までの額<br>(c) 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額<br>(d) 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額 |
| (7) 団体終身保険               | : 零とします。  |

## 3. 団体年金保険

- |   |
|---|
| ・次に掲げる(a)、(b)および(c)を合計した額とします。（この額が負値となるときは、零とします。） |
| (a) 責任準備金に配当率（別表21）を乗じた額                            |
| (b) 遺族年金特約の付加された契約について、被保険者数に応じて死差益に50%から95%を乗じた額   |
| (c) 責任準備金関係損益額                                      |

## 4. 財形保険および財形年金保険

- |                            |
|----------------------------|
| ・責任準備金に配当率（別表22）を乗じた額とします。 |
|----------------------------|

## 5. 医療保障保険

- |                  |   |
|------------------|---|
| (1) 医療保障保険（個人型）  | : 被保険者の到達年齢に応じて、基準日額1,000円につき<br>男性：583円から837円までの額とします。<br>女性：733円から987円までの額とします。                             |
| (2) 医療保障保険（団体型）  | : 被保険者数に応じて、死差益に25%から70%を乗じた額とします。  |
| (3) 新医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、死差益に30%から50%を乗じた額とします。<br>(但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、死差益に20%から40%を乗じた額とします。) |
| (4) 総合医療保険（団体型）  | : 被保険者数に応じて、死差益に50%から70%を乗じた額とします。<br>(但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、死差益に40%から60%を乗じた額とします。) |

## 6. 団体就業不能保障保険

- |                 |                                    |
|-----------------|------------------------------------|
| (1) 団体就業不能保障保険  | : 被保険者数に応じて、死差益に10%から30%を乗じた額とします。 |
| (2) 新団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、死差益に30%から50%を乗じた額とします。 |

本議案に基づく社員配当金の算出の詳細については、会社の定める社員配当金算出に関する運営要領を適用します。

(\*) <ご参考>の部分につきましては、社員配当金割当をご理解いただくための参考情報であり、決議の対象ではありません。

(別表1) 費差基本配当率(例示)

【平成8年4月2日以後平成11年4月1日以前締結契約の例】

(保険金\*<sup>1</sup>100万円につき)

種類(例示)	配当率* <sup>2</sup>
養老保険 終身保 年金保険(年金支払開始日前) で保険料払込中の契約	350 円
定期保険 3大疾病保障定期保険 定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 生活保障特約 3大疾病保障定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 で保険料払込中の契約	200
生存給付金付定期保険	260
育英年金付こども保険(H2)	0

(注)・例示として掲げる保険種類および契約締結時期以外の保険種類に対する配当率は、別表記載の配当率に準じて設定します。  
 なお、保険料計算基礎率が相違する保険種類については、所要の調整を行います。(別表3-1)、(別表3-2)、  
 (別表3-3)、(別表4)、(別表9)、(別表10)、(別表11)および(別表12)において掲げられた例示以外の配  
 当率等についても、各別表記載の配当率等に準じて設定または調整を行います。)

- \*1 保険金は、保険種類に応じた読み替えを行います。(別表2)、(別表10)および(別表15)において同様の取扱  
 とします。)
- \*2 生存給付金付定期保険特約および新生存給付金付定期保険特約については、保険金100万円につき生存給付金の平均給  
 付割合×150円を加えた額とします。

(別表2) 費差上乘せ配当率

(保険金100万円につき)

保険契約ごとの合計保険金額	配当率*
5,000万円以上	535 円
3,000万円以上5,000万円未満	435
2,000万円超 3,000万円未満	335

(注) \*平成11年4月2日以後に締結された変額保険は、配当率を零とします。

(別表3-1) 死差益配当率(例示)

【平成8年4月2日以後平成11年4月1日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率*						
			(到達年齢)						
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	
養老保険 終身定期保険 生存給付金付定期保険 育英年金付子ども保険(H2) 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 年金保険(年金支払開始日前)	新規契約	男	5回目以下	円 330	円 140	円 130	円 230	円 2,060	円 3,590
			9回目以下	330	120	130	230	2,060	3,590
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	40	50	120	280	1,020	3,150
			9回目以下	40	30	120	240	1,020	3,150
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	5回目以下	290	100	90	150	2,060	3,130
			9回目以下	290	80	90	150	2,060	3,130
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	30	30	80	270	910	2,860
			9回目以下	30	10	80	230	910	2,860
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	260	60	530	1,490	1,040	2,840
			10回目以上	50	60	180	490	1,040	2,840
		女	9回目以下	20	60	140	430	920	6,540
			10回目以上	20	60	140	430	790	1,910
	転換契約	男	9回目以下	220	10	390	1,100	200	480
			10回目以上	10	10	40	100	200	480
		女	9回目以下	10	10	20	90	290	5,020
			10回目以上	10	10	20	90	160	390
疾病障害保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	410	230	530	1,090	4,120	12,530
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	40	190	550	1,220	3,710	8,840
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	9回目以下	370	190	460	840	2,880	8,080
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	30	170	500	1,090	3,340	7,930
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 新介護保障特約	男	男	9回目以下	10	10	0	780	2,230	6,400
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	0	0	0	230	1,620	5,260
			10回目以上	0	0	0	0	0	0

(注) \*主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、配当回数10回目以上の率とします。

(別表3-2) 死差益配当率(例示)

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	経過年数	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 終身定期保険 生存給付金付定期保険 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約	男	9年以下	円 290	円 0	円 70	円 130	円 1,830	円 3,020
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	20	0	70	160	880	2,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険特約	男	9年以下	210	0	350	1,000	0	0
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	0	130	4,630
		9年超	0	0	0	0	0	0
疾病障害保障定期保険特約	男	9年以下	360	180	440	770	2,550	6,920
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	30	160	490	1,060	3,240	7,700
		9年超	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 介護保障特約	男	9年以下	0	0	0	640	1,940	5,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	130	1,380	4,680
		9年超	0	0	0	0	0	0

(注) \*①主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、経過年数9年超の率とします。  
②旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、前記の定めにかかわらず配当率を零とします。

(別表3-3) 死差益配当率(例示)

(危険保険金100万円につき)

種類(例示)	性別	配当率					
		(到達年齢)					
		(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険(年金支払開始日前) 終身給付金も保障 3大疾病保障 身介護保障	男	円 36	円 29	円 37	円 68	円 134	円 335
	女	11	26	27	48	83	176
逋増定期保険	男	276	0	117	168	2,254	3,555
	女	41	0	107	258	983	2,756
予定利率変動型一時払逋増終身保険	—	0	0	0	0	0	0

(別表4) 災害疾病特約配当率(例示)

(災害保険金100万円につき\*)

種類(例示)	配当率	
	男性	女性
災害保障特約(本人型)	1,280円	1,650円
交通災害保障特約	930	1,110
災害倍額支払定期保険特約	350	500
定期保険災害給付特約	450	600
災害割増特約(58)、(60) (平成2年4月2日以後契約)	50	50
新傷害特約(本人型) (平成2年4月2日以後契約)	50	50
新災害入院特約(本人型)	150	300
特定損傷特約	350	150

(注) \*①新災害入院特約については、「入院給付日額1,000円につき」と読み替えます。  
②特定損傷特約については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

(入院給付日額1,000円につき\*)

種 類 (例 示)	到 達 年 齢	配 当 率
手術給付金付疾病入院給付特約 (51)	—	100 円
疾 病 入 院 特 約 (本 人 型)	—	100
新 入 院 医 療 特 約 (本 人 型)	49歳以下	500
	50歳以上	400
新 成 人 病 割 増 入 院 医 療 特 約 (2 倍 型)	39歳以下	260
	40歳以上49歳以下	270
	50歳以上59歳以下	250
	60歳以上	290
新 成 人 病 割 増 入 院 医 療 特 約 (3 倍 型)	39歳以下	180
	40歳以上49歳以下	190
	50歳以上59歳以下	200
	60歳以上	260
新 成 人 病 入 院 医 療 特 約	39歳以下	20
	40歳以上49歳以下	40
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	190
通 院 特 約 (本 人 型)	39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	80
	50歳以上59歳以下	130
	60歳以上	220
長 期 入 院 特 約 (本 人 型)	19歳以下	10
	20歳以上29歳以下	20
	30歳以上39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	60
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
女 性 入 院 特 約	19歳以下	0
	20歳以上29歳以下	30
	30歳以上39歳以下	80
	40歳以上49歳以下	90
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
総 合 医 療 特 約	—	0

(注) \*通院特約は、「通院日額1,000円につき」と読み替えます。

## (別表5) 利 差 益 配 当 率

(責任準備金に対して)

予 定 利 率	配 当 率
1.75%以下	(1.75%－予定利率)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種 類	配 当 率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、予定利率変動型一時払増額終身保険	0%

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた配当率とします。

## (別表6)

## 配 当 調 整 率

(責任準備金に対して)

予 定 利 率	配 当 調 整 率
1.75%超 2%以下	(予定利率-1.75%)
2%超 3%以下	(予定利率-1.55%)
3%超 4%以下	(予定利率-1.35%)
4%超 5%以下	(予定利率-1.15%)
5%超	(予定利率-0.95%)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種 類	配 当 調 整 率
平成7年9月25日以後締結された一時払養老保険	(予定利率-1.50%)
平成10年4月2日以後締結された一時払年金保険 平成10年4月2日以後締結された一時払生存保障重点型年金保険	(予定利率-1.35%)
平成10年6月25日以後締結された一時払終身保険	(予定利率-1.20%)

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた調整率とします。

## (別表7)

## 定期健康配当率 (例 示)

(保険料 (年額) \*<sup>1</sup>に対して)

契 約 年 度* <sup>2</sup> (例 示)	配 当 率* <sup>3</sup>
昭和50年度以前	100.0% [50.0%]
}	}
昭和55年度	60.0 [30.0 ]
}	}
平成6年度	4.0 [ 2.0 ]

(注) ・定期健康配当金は以下の保険種類を対象とします。

定期保険、3大疾病保障定期保険、暮しの保険の定期部分、定期保険特約、増加保険特約 (増加暮しの定期部分)、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、生活保障特約および通減定期保険特約

\* 1 ①保険料 (年額) については、当該配当金の対象となる保険種類を対象とします。(別表8)、(別表12)および(別表13)において同様の取扱とします。)

②更新後の特約については、主契約の契約締結日から当該特約の締結日までの経過期間に応じ、保険料 (年額) の以下の割合に対して計算します。

10年以下 9割、10年超15年以下 8割、15年超20年以下 7割、20年超 5割

\* 2 ①被転換契約から移管された責任準備金に基づく部分についての契約年度は、被転換契約の契約年度を適用します。(別表9)および(別表10)において同様の取扱とします。)

②更新後の特約についての契約年度は、主契約の契約年度を適用します。

\* 3 ①例示の契約年度間における配当率は、1年あたり均等に減少させた率とします。(別表8)および(別表10)において同様の取扱とします。)

②終身保険または生存保障重点型年金保険に付加されている特約が保険期間の満了により消滅し、かつ特約の更新を取り扱うことが可能な契約については、[ ]内の配当率を適用します。

③増加保険特約 (増加暮しの定期部分) については、上記の1割とします。

④更新後の特約の配当率は、既に支払われた消滅時配当率 (定期) または定期健康配当率を控除した率とします。(この率が負値となるときは、零とします。)



(別表 8) 災害疾病健康配当率 (例 示)

(保険料 (年額) に対して)

特約付加年度* (例示)	配当率
昭和48年度以前	95.0 %
}	}
平成13年度	3.3

(注) ・災害疾病健康配当金は総合医療特約、および以下の災害特約および疾病特約を対象とします。

(災害特約)

家族保障選択権付災害入院特約、災害入院特約、子ども災害入院特約、新災害入院特約および子ども新災害入院特約

(疾病特約)

手術給付金付疾病入院給付特約、手術給付金付疾病入院給付特約 (51)、手術給付金付成人病・疾病入院給付特約、手術給付金付成人病入院給付特約、疾病入院特約、成人病割増疾病入院特約、成人病入院特約、子ども疾病入院特約、入院医療特約、成人病割増入院医療特約、成人病入院医療特約、子ども入院医療特約、新入院医療特約、子ども新入院医療特約、新成人病割増入院医療特約、新成人病入院医療特約および女性入院特約

\*①災害特約について、転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

②疾病特約について、平成9年3月31日以前の転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

(別表 9) 消滅時配当率 (例 示)

・昭和30年度以後契約

(責任準備金に対して)

契約年度	配当率*			
	予定利率 4 % 以下契約		予定利率 4 % 超契約	
	満期、死亡等により消滅する契約	解約等により消滅する契約	満期、死亡等により消滅する契約	解約等により消滅する契約
昭和43年度以前	9.2 %	4.4 %	4.4 %	—
44	9.2	4.4	2.0	—
45	6.8	2.0	—	—
46	4.4	—	—	—
47	2.0	—	—	—

(注) ①保障見直し制度の利用により消滅する契約は、消滅時配当金の対象外とします。

②以下に掲げる契約は、消滅時配当金の対象外とします。

年金支払開始後契約、増加年金保険特約、年金特約および (別表 7) に掲げる定期健康配当金の対象となる保険種類

\*①一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率を記載しています。

②増加保険特約については、上記の 1 割とします。

(別表10) 保障見直し特別配当率 (例 示)

(保険金100万円につき)

種 類	(例 示)	契 約 締 結 時 期	配 当 率
利益配当付個人保険 利益配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付個人保険 5年ごと利差配当付個人年金保険	養 老 保 険 終 身 保 険 生 存 給 付 金 付 定 期 保 険 生 存 給 付 金 付 定 期 保 険 特 約 新 生 存 給 付 金 付 定 期 保 険 特 約 育 英 年 金 付 こ ど も 保 険 (H 2) 年 金 保 険	平成5年3月31日以前 ) 平成10年4月1日以後	円 750 ) 150
	定 期 保 険 3 大 疾 病 保 障 定 期 保 険 定 期 保 険 特 約 生 活 保 障 特 約 3 大 疾 病 保 障 定 期 保 険 特 約	平成2年3月31日以前 ) 平成10年4月1日以後	50 ) 5

(別表11) 通常ポイント率 (例 示)

(責任準備金100万円につき)

予 定 利 率 (例 示)	保 険 期 間	ポ イ ン ト 率*
1.65%	5年以下	50 ポイント
	5年超10年以下	40
	10年超20年以下	36
	20年超	34
2.15%	—	0

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金100万円につき)

種 類	ポ イ ン ト 率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、一時払終身保険に付加される定期保険特約、一時払総合保障終身保険	0 ポイント

(注) \*①保険期間が終身の保険契約および年金支払開始後契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。  
②年金支払開始後契約(年金特約は除く)については、上記の1割とします。  
③年金特約については、上記の5割とします。

(別表12) 定期健康ポイント率 (例 示)

【平成19年4月2日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種 類 (例 示)	性別	保険期間 (例示)	ポ イ ン ト 率*					
			(到 達 年 齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
定期保険特約 定期養老金付こども保険 終身保険 育英年金付こども保険 生存給付金付定期保険 新生存給付金付定期保険特約 3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約 再発3大疾病保障定期保険特約 疾病障害保障定期保険特約 介護保障定期保険特約	男	5年以下	ポイント 1.9	ポイント 1.7	ポイント 2.0	ポイント 3.2	ポイント 6.4	ポイント 16.2
		5年超10年以下	1.5	1.3	1.6	2.6	5.1	13.0
		10年超20年以下	1.3	1.2	1.4	2.3	4.6	11.7
		20年超	1.3	1.1	1.4	2.2	4.4	11.0
	女	5年以下	0.6	1.0	1.5	2.5	4.0	8.7
		5年超10年以下	0.4	0.8	1.2	2.0	3.2	7.0
		10年超20年以下	0.4	0.7	1.0	1.8	2.9	6.3
		20年超	0.4	0.7	1.0	1.7	2.7	5.9
生活保障特約 年金保険 (年金支払開始日前)	男	10年超20年以下	1.0	1.0	1.0	2.0	5.0	12.0
	女		0	1.0	1.0	2.0	3.0	6.0
新介護保障特約	—	—	0	0	0	0	0	0

(注) \*保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

ただし、通増定期保険および新通増定期保険 (H18) については、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

種 類	性別	保険期間 (例示)	ポ イ ン ト 率*					
			(到 達 年 齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
通増定期保険 新通増定期保険 (H18)	男	10年超20年以下	ポイント 11.8	ポイント 0.8	ポイント 4.0	ポイント 7.0	ポイント 70.5	ポイント 120.4
	女		1.1	0	3.6	7.5	34.6	106.7

(注) \*定期健康ポイントの対象となる保険種類ごとに保険料 (年額) に下記に定めるポイント率を乗じた数を危険保険金額で除した率が、上記に定めるポイント率を上回る場合には、その差額を上記に定めるポイント率に加算します。

(保険料 (年額) 1万円につき)

種 類	通増率変更年度	ポイント加算回数	ポイント率
通 増 定 期 保 険	第 6 保 険 年 度	5 回 目 以 下	ポ イ ン ト 1.20
		6 回 目 以 上	5.00
	第 10 保 険 年 度	5 回 目 以 下	1.20
		6 回 目 以 上 9 回 目 以 下	1.00
		10 回 目 以 上	5.00
	第 15 保 険 年 度	5 回 目 以 下	1.20
6 回 目 以 上		1.00	
新 通 増 定 期 保 険 (H18)	—	—	0

## (別表13) 災害疾病健康ポイント率

(保険料 (年額) 1万円につき)

種 類	ポ イ ン ト 率
新 こ ど も 災 害 新 災 害 入 院 特 約 (H11) 新 こ ど も 災 害 新 災 害 入 院 特 約 (H11)	2.5 ポ イ ン ト
新 こ だ ん 院 医 療 特 約 (H11) 新 こ だ ん 院 医 療 特 約 (H11) 新 女 成 人 病 入 院 医 療 特 約 (H11) 新 女 成 人 病 入 院 医 療 特 約 (H11)	5
入 院 合 合 院 医 入 療 保 険 約 約 約 約 入 院 合 合 院 医 入 療 保 険 約 約 約 約	0

(保険料 (年額) \* 1万円につき)

種 類	ポ イ ン ト 率	
	災 害 部 分	疾 病 部 分
総 合 保 障 終 身 保 険	2.5 ポ イ ン ト	5 ポ イ ン ト

(注) \*①災害部分については、契約年齢に応じ保険料 (年額) の以下の割合に対して計算します。

契約年齢19歳以下0.5割、20歳以上29歳以下0.4割、30歳以上39歳以下0.3割、40歳以上49歳以下0.2割、50歳以上0.1割

②疾病部分については、男性は保険料 (年額) の2.5割、女性は保険料 (年額) の3割に対して計算します。

(別表14) 経過別係数(例示)

種類 (例示)	保険期間	係数						
		(経過年数)*						
		(1年)	(5年)	(10年)	(15年)	(20年)	(25年)	(30年)
養老保険(年金支払開始日前) こども保険 生存給付金付定期保険	10年以下	50%	110%	110%	—%	—%	—%	—%
	10年超20年以下	50	69	92	115	115	—	—
	20年超	50	60	72	84	96	108	120
定期身保 3大疾病保障 身介護保障	10年以下	55	115	115	—	—	—	—
	10年超20年以下	55	74	97	120	120	—	—
	20年超	55	65	77	89	101	113	125
逦増定期保険	—	50	105	105	105	105	105	105

(注) ・年金支払開始後契約については、100%とします。

\*①保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超の係数を適用します。

(別表15) 費差益配当率(例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)	配当率
養老定期身保 3大疾病保障 身介護保障	0円

(別表16) 災害疾病配当率

(入院給付日額1,000円につき\*)

種類	配当率
総合医療保障 特定損傷医療保	0円

(注) \*特定損傷保険については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

(別表17)

## 団体定期保険配当率

(死差益に対して)

団体の被保険者数*1		配 当 率		
		加 入 率*2		
		25%以上35%未満	10%以上25%未満	
25人未満		14 %	— %	— %
25人以上	100人未満	28	20	11
100人以上	200人未満	40	30	18
200人以上	350人未満	48	36	24
350人以上	500人未満	53	42	29
500人以上	1,000人未満	63	50	38
1,000人以上	2,000人未満	74	63	48
2,000人以上	3,500人未満	84	71	59
3,500人以上	5,000人未満	90	81	68
5,000人以上	1万人未満	95	86	76
1万人以上		97	92	82

(注) ・年金払特約部分については、予定利率が1.50%の部分について、責任準備金の額に0.25%を乗じた額、予定利率が1.00%の部分について、責任準備金の額に0.75%を乗じた額をそれぞれ割り当てます。(別表18) および (別表19) において同様の取扱とします。)

\*1 団体の被保険者数は、主契約の被保険者数とします。(別表18)、(別表19) および (別表20) において同様の取扱とします。)

\*2 基準加入率等に関する会社所定の要件を満たさない場合には、当該加入率区分に応じた配当率を適用します。(別表19) において同様の取扱とします。)

(別表18)

## 総合福祉団体定期保険配当率

(死差益に対して)

団体の被保険者数		支 払 率*1			
		40%超	25%超40%以下	10%超25%以下	10%以下
		配 当 率*2			
25人未満		14 %	14 %	14 %	14 %
25人以上	100人未満	28	28	28	28
100人以上	200人未満	40	40	40	40
200人以上	350人未満	48	48	48	48
350人以上	500人未満	53	53	53	53
500人以上	1,000人未満	63 [63]	63 [72]	63 [76]	63 [78]
1,000人以上	2,000人未満	74 [74]	74 [84]	74 [87]	74 [89]
2,000人以上	3,500人未満	84	90.3	91.8	92.5
3,500人以上	5,000人未満	90	94.1	95.0	95.4
5,000人以上	1万人未満	95	97.1	97.5	97.9
1万人以上		97	98.1	98.4	98.7

(注) \*1 支払率 =  $\frac{\text{保険金および給付金支払額}}{\text{純保険料額}}$  とします。

\*2 被保険者数が500人以上1,000人未満の団体については3年通算の支払率、1,000人以上2,000人未満の団体については2年通算の支払率が判明している場合には、それぞれ [ ] 内の配当率を適用します。

(別表19)

## 新団体定期保険配当率

(死差益に対して)

団体の被保険者数		配 当 率		
		加 入 率		
		25%以上35%未満	10%以上25%未満	
	100人未満	10 %	5 %	5 %
100人以上	200人未満	20	15	5
200人以上	350人未満	30	20	5
350人以上	500人未満	35	25	5
500人以上	1,000人未満	45	30	5
1,000人以上	2,000人未満	60	40	10
2,000人以上	3,500人未満	70	50	10
3,500人以上	5,000人未満	80	60	15
5,000人以上	1万人未満	85	65	20
1万人以上	2万人未満	90	75	25
2万人以上	5万人未満	92	85	30
5万人以上		94	90	45

## (別表20) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険配当率

(死差益に対して)

団体の被保険者数		配当率
	25人未満	10 %
25人以上	100人未満	20
100人以上	200人未満	30
200人以上	350人未満	40
350人以上	500人未満	50
500人以上	1,000人未満	58
1,000人以上	2,000人未満	64
2,000人以上	3,500人未満	69
3,500人以上	5,000人未満	75
5,000人以上	1万人未満	80
1万人以上	10万人未満	87
10万人以上	30万人未満	90
30万人以上		97

ただし、3大疾病保障特約が付加されている団体信用生命保険については、下表のとおりとします。

(死差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
		死亡・高度障害部分	死亡・高度障害・3大疾病部分
	25人未満	10 %	7 %
25人以上	100人未満	20	17
100人以上	200人未満	30	27
200人以上	350人未満	40	37
350人以上	500人未満	50	47
500人以上	1,000人未満	58	55
1,000人以上	2,000人未満	64	61
2,000人以上	3,500人未満	69	66
3,500人以上	5,000人未満	75	70
5,000人以上	1万人未満	80	73
1万人以上	10万人未満	87	77
10万人以上	30万人未満	90	80
30万人以上		97	85

(注) ①死差益については、死亡・高度障害部分および死亡・高度障害・3大疾病部分の死差益に区分します。(障害特約および3大疾病保障特約が付加されている団体信用生命保険については、死亡・高度障害部分と死亡・高度障害・3大疾病部分に、それぞれの部分にかかる障害特約部分を含みます。)

②死亡・高度障害・3大疾病部分が死差損となる場合、死亡・高度障害部分の死差益について、この死差損の額を通算した額とします。(この額が負値となるときは零とします。)また、死亡・高度障害部分が死差損となる場合、死亡・高度障害・3大疾病部分の死差益について、この死差損の額を通算した額とします。(この額が負値となるときは零とします。)

③死亡・高度障害部分および死亡・高度障害・3大疾病部分の死差益に各区分の配当率を乗じ、合計します。



(別表21)

## 団体年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種 類	予 定 利 率	配 当 率*
企業年金保険、新企業年金保険、団体生存保険、新団体生存保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険	0.75%	0.29%
	1.50	0.00
拠出型企業年金保険 (H14)	0.75	0.96
	1.25	0.46
	1.50	0.21
新企業年金保険 (H14)、厚生年金基金保険 (H14)、確定給付企業年金保険	1.25	0.79

(注) 企業年金保険については、責任準備金に上記の団体年金保険配当率を乗じた額から、企業年金保険と新企業年金保険または拠出型企業年金保険 (H14) との付加保険料の差額に相当する額を控除した額とします。(この額が負値となるときは、零とします。)

\* 上表に定めのない保険種類、上表に定めた保険種類のうち予定利率2.50%以上の部分、有期利率保証特約部分、特別勘定特約部分、特別勘定第1特約部分、特別勘定第2特約部分および特別勘定第3特約部分については、配当率を零とします。

(別表22)

## 財形保険および財形年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種 類	予 定 利 率	配 当 率*
勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、財形年金積立保険	1.50%	0.05%

(注) \* 上表に定めた保険種類のうち予定利率2.50%以上の保険契約および財形年金保険については、配当率を零とします。

## 第3号議案

### 取締役13名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役筒井義信、古市健、今井和男、小林一生、黒田正実、本山孝、寺島剛紀、児島一裕の8氏が任期満了となり、また清水博、松井伸介、小林研一の3氏が任期途中で退任いたします。これに対し、取締役13名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりです。

氏名 生年月日	当会社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
筒井 義 信 昭和29年1月30日	当 会 社 代 表 取 締 役 社 長	昭和52年4月 当会社入社 平成16年7月 取締役 平成19年1月 取締役執行役員 平成19年3月 取締役常務執行役員 平成21年3月 取締役専務執行役員 平成22年3月 代表取締役専務執行役員 平成23年4月 代表取締役社長  〈重要な兼職の状況〉 株式会社帝国ホテル取締役
古 市 健 昭和29年8月21日	当 会 社 代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員  〔資産運用部門統括 資産運用部門（財務企画、 融資、不動産関係）担当〕	昭和52年4月 当会社入社 平成16年7月 取締役 平成19年1月 取締役執行役員 平成19年3月 取締役常務執行役員 平成21年3月 取締役専務執行役員 平成22年3月 代表取締役専務執行役員 平成24年3月 代表取締役副社長執行役員  〈重要な兼職の状況〉 ニッセイアセットマネジメント株式会社取締役 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社監査役
今 井 和 男 昭和25年7月30日	当 会 社 取 締 役	昭和58年4月 弁護士登録（現在に至る） 今井和男法律事務所（現 虎門中央法律事務所）開設 平成18年9月 当会社コンプライアンス委員会委員 （現在に至る） 平成20年7月 当会社取締役（現在に至る）  〈重要な兼職の状況〉 弁護士 虎門中央法律事務所代表弁護士

氏 名 生 年 月 日	当 会 社 取 締 役 地 位 お よ び 担 当	略 歴 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 一 生 昭和30年12月8日	当 会 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員  (資産運用部門(有価証券、特別勘定運用関係)、総務スタッフ部門(秘書、企画総務、関連事業、人事、総務、営業人事関係)、検査部門担当)	昭和55年4月 当会社入社 平成19年3月 執行役員 秘書部長兼企画総務部長 兼CSR推進室長委嘱 平成20年3月 秘書部長兼企画総務部長委嘱 平成22年3月 常務執行役員 平成22年7月 取締役常務執行役員 平成24年3月 取締役専務執行役員
黒 田 正 実 昭和32年10月6日	当 会 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員  (資産運用部門(財務審査、証券管理関係)、事務スタッフ部門(サービス企画・業務・教育、お客様サービス、引受、支払関係)担当 お客様サービス本部長)	昭和55年4月 当会社入社 平成19年3月 執行役員 主計部長 兼審議役(総合企画部)委嘱 平成20年3月 新統合推進部長 兼審議役(総合企画部)委嘱 平成22年3月 常務執行役員 平成22年7月 取締役常務執行役員 平成24年3月 取締役専務執行役員
本 山 孝 昭和28年11月11日	当 会 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員  (リーテイル部門、販売スタッフ部門(営業教育、業務、法人職域関係)担当 地域総括部長、ニッセイ総合研修所長、拠点長ビジネススクール長)	昭和52年4月 当会社入社 平成20年3月 執行役員 仙台支社長 兼東北総合法人部長委嘱 平成21年3月 九州法人営業本部長 兼代理店営業副本部長(九州) 兼審議役(業務部)委嘱 平成22年3月 近畿営業本部長 兼本店法人営業副本部長(近畿)委嘱 平成23年4月 常務執行役員 平成24年7月 取締役常務執行役員 平成25年3月 取締役専務執行役員
寺 島 剛 紀 昭和34年1月2日	当 会 社 取 締 役 専 務 執 行 役 員  (代理店部門、金融法人部門、ホールセール部門、総務スタッフ部門(商品開発関係)、販売スタッフ部門(営業企画、法人営業関係)、ネットワーク事業部門担当)	昭和56年4月 当会社入社 平成20年3月 執行役員 人事部長委嘱 平成21年3月 業務部長委嘱 平成22年3月 営業人事部長委嘱 平成22年7月 取締役執行役員 営業人事部長委嘱 平成23年4月 取締役常務執行役員 平成26年3月 取締役専務執行役員

氏 名 生 年 月 日	当 会 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当	略 歴 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
三 木 章 平 昭和35年3月30日	当 会 社 常 務 執 行 役 員 〔審議役（営業企画部）〕	昭和57年4月 当会社入社 平成21年3月 執行役員 検査部長兼システム監査室長 兼業務監視委員会事務局長委嘱 平成22年3月 検査部長兼契約検査室長 兼システム監査室長 兼業務監視委員会事務局長委嘱 平成22年7月 取締役執行役員 平成24年3月 取締役常務執行役員 平成24年7月 取締役退任 常務執行役員
手 島 恒 明 昭和35年10月21日	当 会 社 常 務 執 行 役 員 〔代理店営業本部長、 金融法人本部長〕	昭和58年4月 当会社入社 平成20年3月 商品開発部長 平成22年3月 執行役員 商品開発部長委嘱 平成23年3月 仙台支社長 兼東北総合法人部長委嘱 平成25年3月 代理店営業本部長 兼金融法人本部長委嘱 平成26年3月 常務執行役員
児 島 一 裕 昭和35年11月30日	当 会 社 取 締 役 常 務 執 行 役 員 〔総務スタッフ部門（企画、 本店企画総務、広報、 調査、主計、 システム企画関係）、 検査部門担当〕	昭和58年4月 当会社入社 平成21年3月 契約管理部長 平成22年3月 執行役員 契約管理部長委嘱 平成24年3月 審議役（検査部）委嘱 平成24年7月 取締役執行役員 平成26年3月 取締役常務執行役員
赤 林 富 二 昭和35年8月6日	当 会 社 執 行 役 員 〔融資総務部長〕	昭和59年4月 当会社入社 平成19年3月 財務企画部長 平成22年3月 ニッセイアセットマネジメント株式会社 取締役執行役員 平成24年3月 当会社執行役員 融資総務部長委嘱
鬼 頭 誠 司 昭和37年11月3日	当 会 社 執 行 役 員 〔審議役（コンプライアンス統括部）〕	昭和60年4月 当会社入社 平成21年3月 調査部長 平成22年11月 調査部長兼広報室長 平成23年3月 調査部長 平成24年3月 執行役員 調査部長委嘱 平成26年3月 審議役（コンプライアンス統括部）委嘱

氏名 生年月日	当会社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況
大 関 洋 昭和39年11月25日	当 会 社 執 行 役 員 〔審議役（資金証券部）〕	昭和62年4月 当会社入社 平成21年3月 金融投資部長 平成22年9月 ニッセイ同和損害保険株式会社 資産運用部審議役 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 運用企画部特命部長 平成23年4月 同社運用企画部長 平成25年3月 当会社財務企画部長 平成26年3月 執行役員 審議役（資金証券部）委嘱

- (注) 1. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各取締役候補者と当会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 今井和男氏の選任が承認された場合、同氏は非常勤の取締役となる予定です。

## 第4号議案

### 監査役1名選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、監査役宮崎幸二氏が任期途中で退任いたします。これに対し、監査役1名の選任をお願いいたします。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏名 生年月日	当会社における 地 位	略歴および重要な兼職の状況
長谷川 靖 昭和35年7月1日	当 会 社 検 査 部 長	昭和59年4月 当会社入社 平成20年3月 お客様サービス部長 平成22年3月 審議役（検査部） 平成22年7月 検査部長兼契約検査室長 兼システム監査室長 兼業務監視委員会事務局長 平成23年3月 検査部長兼契約検査室長 兼業務監視委員会事務局長 平成24年7月 検査部長兼契約検査室長 平成25年3月 検査部長

- (注) 1. 監査役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。  
2. 長谷川靖氏と当会社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案

### 退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈の件

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役を退任いたします小林研一氏、取締役および執行役員を退任いたします松井伸介氏、および、今回の定時総代会終結の時をもって、監査役を退任いたします宮崎幸二氏の3名に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的金額、時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、当社では、取締役在任期間に対する慰労金および監査役在任期間に対する慰労金について、取締役、監査役、執行役員のいずれをも退任する際に、総代会にお諮りすることといたしております。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	最終役名	略歴
小林 研一	取締役	平成17年7月 取締役 平成19年1月 取締役執行役員 平成19年3月 取締役常務執行役員 平成21年3月 取締役専務執行役員 平成22年3月 代表取締役専務執行役員 平成23年4月 代表取締役副社長執行役員 平成26年3月 取締役
松井 伸介	取締役執行役員	平成21年3月 執行役員 平成23年7月 取締役執行役員 平成24年3月 取締役常務執行役員 平成26年3月 取締役執行役員
宮崎 幸二	常任監査役	平成13年7月 監査役 平成17年4月 常任監査役



**NISSAY**